

政府規制等と競争政策に関する研究会

平成 18 年 4 月 7 日 10 時 ~ 12 時
合同庁舎 6 号館 B 棟 11 階官房第一会議室

1 配布資料一覧

(1) 座席表

(2) 資料 1 郵政民営化施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について - リザーブドエリアを用いた反競争的行為への対応 -

(3) 資料 2 参考資料集

2 議事次第

(1) 開会

(2) 議事

ア 事務局からの説明

イ 自由討議

(3) 閉会

以上

郵政民営化法施行に伴う郵便事業と競争政策上の問題点について

- リザーブドエリアを用いた反競争的行為への対応 -

平成 18 年 4 月 7 日
公正取引委員会
経済取引局調整課

1 . 郵政民営化の概要	1
2 . 郵政民営化に伴う制度変更	2
3 . 通常郵便物への営業収益の依存	3
4 . 国内郵便の仕組み	4
5 . 郵便事業の費用構造	5
6 . 宅配便事業及びメール便事業との競合関係	6
7 . 国際物流事業への進出	7
8 . 範囲の経済の概念的な整理 (1)	8
9 . 範囲の経済の概念的な整理 (2)	9
10 . 範囲の経済の概念的な整理 (3)	10
11 . リザーブドエリアの撤廃	11
12 . ユニバーサルサービス基金について	12
13 . ドイツにおける郵便ネットワークの開放	13
14 . 英国における郵便ネットワークの開放	14
15 . 電気通信分野におけるネットワークの接続条件について	15
16 . 会計分離のルールについて	16
17 . 独占禁止法上の問題点の検討 ~ 原価割れの判断基準 ~	17
18 . 独占禁止法上の問題点の検討 ~ 競争業者の事業活動の排除・困難化の基準 ~	18
19 . 独占禁止法上の問題点の検討 ~ 競争歪曲効果をもつステート・エイド ~	19
20 . 日本郵政公社の公的特権とイコールフットィングの確保	20
【論点】	21

- | |
|------------------------------|
| 1 . リザーブドエリアの撤廃 |
| (1) リザーブドエリアの撤廃の基本的考え方 |
| (2) ユニバーサルサービス基金の在り方 |
| 2 . 郵便ネットワークの開放 |
| (1) 郵便ネットワーク開放の基本的考え方 |
| (2) 郵便ネットワーク開放と会計制度の明確・透明化 |
| (3) 法定独占領域設定についての考え方 |
| 3 . 独占禁止法上の問題点の検討 |
| 4 . 日本郵政公社の公的特権等について |

1. 郵政民営化の概要

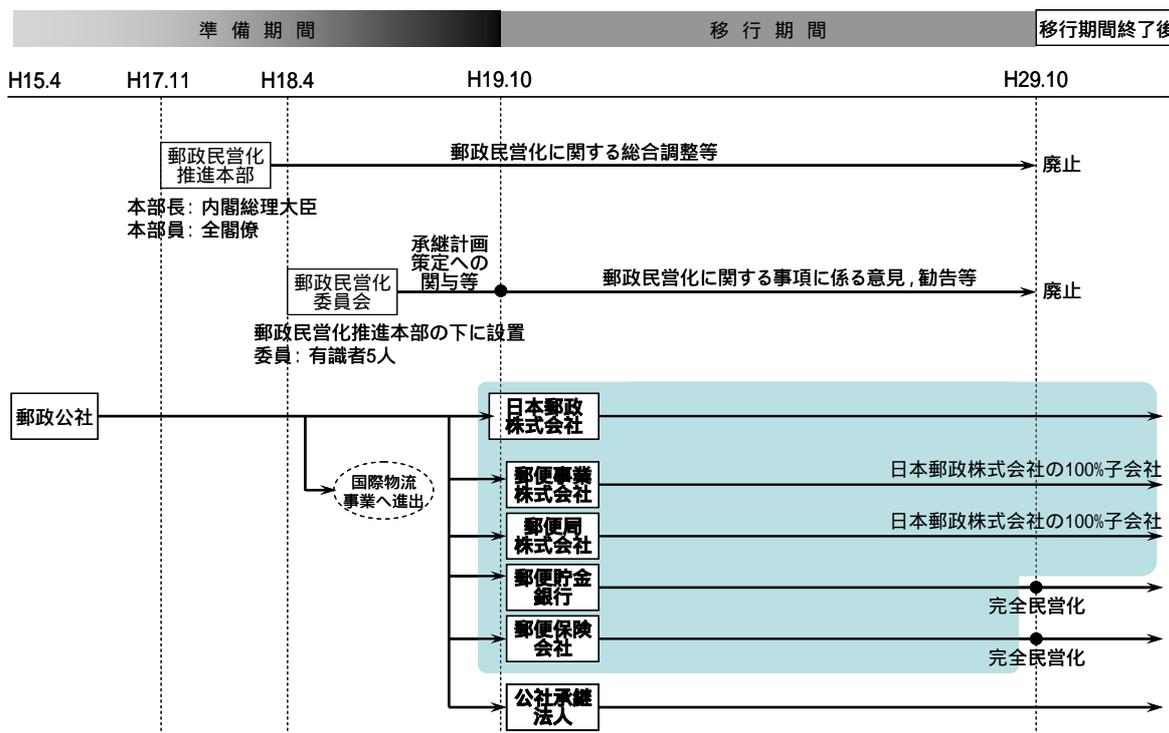
日本郵政公社の事業は、郵便事業、郵便貯金事業及び郵便保険事業の3事業から構成されるが、郵政民営化により、それぞれの事業の担い手として郵便事業株式会社、郵便貯金銀行、郵便保険会社が設立され、更に全国約2万5千の郵便局を有し、3事業会社等から委託を受けての窓口業務を行う郵便局株式会社とこれら4つの会社の親会社となる日本郵政株式会社が設立される。

民営化会社は民営化の進展度合いに応じて業務分野の拡大が認められるスキームとなっていることから、競合関係となる事業者との間でイコールフットィングを確保することが非常に重要な問題となる。この点については、郵政民営化の基本方針（平成16年9月10日閣議決定）においても、「民間企業と競争条件を対等にする」ことが示され、さらに、郵政民営化法（平成17年10月21日公布）においても、「同種の業務を営む事業者との対等な競争条件を確保するための措置を講じ」とされている。

業務分野拡大については、民営化が実施される平成19年10月以降、民営化の進展度合いに応じて検討が行われることとなるが、特例的に平成18年4月以降国際物流事業への進出が認められる予定となっている。

このため、当面の業務拡大が予定されている国際エクスプレス事業などの郵便ネットワークを利用した事業に限って検討を行うこととする。

< 郵政民営化のスケジュール >



2. 郵政民営化に伴う制度変更

はがきや封書の送達を行う一般信書便事業については、制度上は民間参入が認められているものの、現状では新規参入がなく日本郵政公社の「リザーブエリア」となっている。

郵政民営化に伴う郵便法改正により、小包郵便及び速達郵便は、郵便法上の「郵便事業」から除外され、日本郵政公社に課せられているユニバーサルサービスの提供義務の対象ではなく、民間事業者と同様に貨物自動車運送事業法及び貨物利用運送事業法（以下「貨物運送法令」という。）などの適用を受けることになる。

なお、通常郵便物の第三種郵便物のうち心身障害者団体の発行する定期刊行物、第四種郵便物のうち盲人用の点字郵便物、録音物等に関するサービス水準を著しく低下させることなく当該業務を実施することが困難な場合には、株式売却資金の運用益を原資とする「社会貢献基金」からの資金交付を可能とする制度が設けられている。

< 郵政民営化に伴う制度変更 >

		日本郵政公社	民間事業者
書状（手紙・はがき）	信書	郵便法（通常郵便，ゆうパック，冊子小包，国際郵便，EMS）	信書便法（注）
	非信書		貨物自動車運送事業法，貨物利用運送事業法（宅配便・メール便）
小荷物			
国際書状・貨物	信書		
	非信書		

平成 19 年 10 月以降

		郵便事業会社	民間事業者
書状（手紙・はがき）	信書	郵便法（通常郵便）	信書便法
	非信書		貨物自動車運送事業法，貨物利用運送事業法（メール便）
小荷物		貨物自動車運送事業法，貨物利用運送事業法 （ゆうパック・冊子小包）	（宅配便・メール便）
国際書状・貨物	信書	郵便法（国際郵便・EMS）	（エクスプレス便）
	非信書		貨物自動車運送事業法，貨物利用運送事業法 （国際物流事業）

（注）現在まで一般信書便事業に参入実績はない。ただし、特定信書便事業（長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超えるもの、3時間以内に送達するもの、料金が1,000円を超えるもの）については、平成18年1月13日現在で132社の参入がある。

3. 通常郵便物への営業収益の依存

郵便事業は、おおまかに 通常郵便（第一種の封書（定型，定型外），第二種の通常はがき，第三種の定期刊行物（新聞・雑誌，身体障害者団体発行の刊行物等），第四種の刊行物（通信教育，点字雑誌等），書留や速達等の特殊取扱）， ゆうパック，冊子小包等の小包郵便， 国際郵便に分けられる。

日本郵政公社の総引受郵便物数は 250 億通であり，このうち特殊取扱を除く通常郵便物（以下「普通通常郵便物」という。）は，229.6 億通（約 91.8%）を占めている。一方，小包郵便物は郵便物全体の約 5.7%，国際郵便は約 0.3%となっている（平成 16 年度）。

普通通常郵便物のうち，少なくとも約 7 割が信書（平成 16 年）。現在まで一般信書便事業への参入がなく，また，特定信書便事業者が取り扱う通数は，約 93 万通（平成 16 年度）と日本郵政公社の取扱通数と比較して極めて小さい。

日本郵政公社の収益でみた事業規模は，年々通常郵便事業が縮小傾向にあるものの，依然として 8 割以上（平成 16 年度 82.8%）が通常郵便物となっており，小包郵便物は 1 割強（同 12.7%），国際郵便は約 5%（同 4.5%）となっている（平成 16 年度）。

このように，本郵政公社の通常郵便ネットワークは，ほぼ独占状態の信書便を含む通常郵便を主体とし，そのネットワークを活用しながら，小包郵便等の事業を行っていることが分かる。

< 普通通常郵便物の内容別差出状況（平成 16 年） >

種類	信書と想定（70.9%）					信書及び 非信書	非信書と想定（12.0%）		
	申込・ 照会等	消息・ 各種挨拶	行事・ 会合案内	金銭 関係	その他の業 務用通信	ダイレクトメール	カタ ログ	雑誌書 籍，新聞	その 他
比率	6.2%	9.8%	8.2%	32.1%	14.6%	17.1%	5.4%	2.1%	4.5%

（注）「金銭関係」には，信書に該当する請求書，払込案内のほか，非信書に該当する小切手を含み，「その他の業務用通信」は，業務用報告書，契約関係書類，納品書，本支店間通信などである。また，「ダイレクトメール」には，信書に該当するものと非信書に該当するものの両方がある。

（出所：「郵便 2005」（日本郵政公社），「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会第 5 回会合（資料 9）」（総務省）より作成）

< 郵便物の種類別営業収支 >

（単位 億円）

	平成 15 年度			平成 16 年度		
	営業収益	営業費用	営業利益	営業収益	営業費用	営業利益
通常郵便物	16,294	15,715	579	15,247	15,027	220
一種（封書）	9,094	8,334	761	8,488	7,729	760
二種（はがき）	4,727	4,572	156	4,485	4,467	18
三種（雑誌・新聞）	443	659	216	347	583	236
四種（通信教育等）	16	45	30	12	38	25
特殊取扱（書留，速達）	2,013	2,106	92	1,914	2,211	296
小包郵便物	1,686	1,676	10	2,345	2,264	81
国際郵便	833	798	36	823	751	71
合計	18,814	18,189	624	18,415	18,043	372

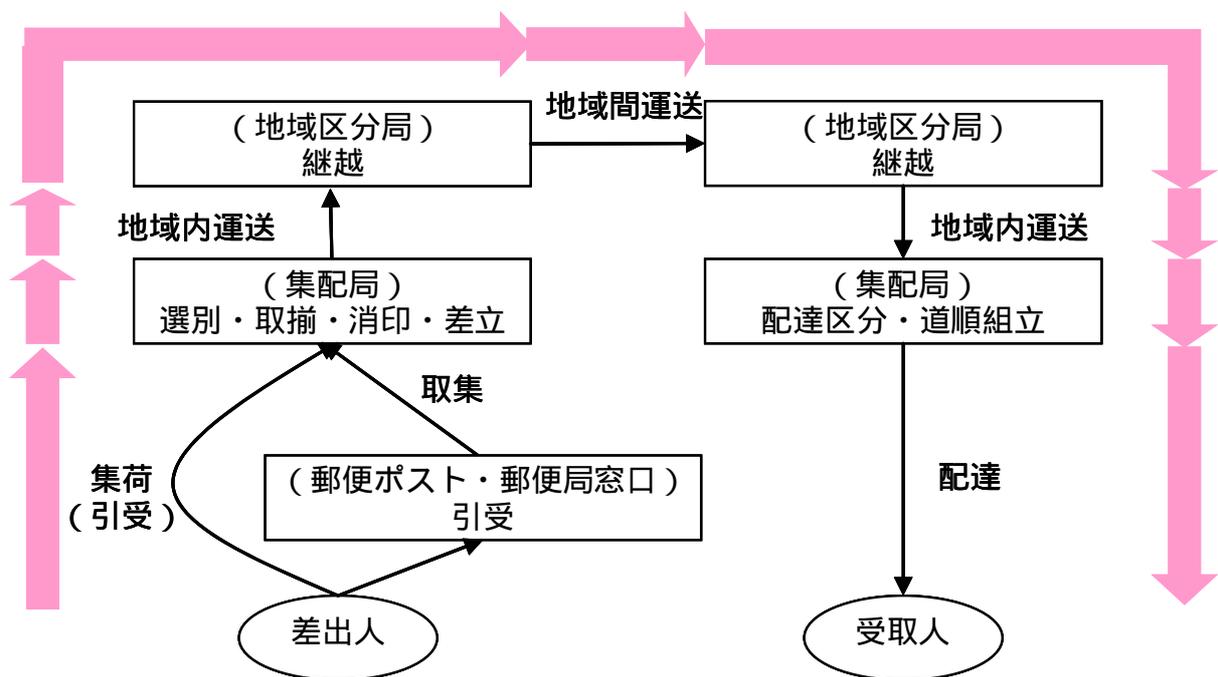
（出所：「郵便 2005」日本郵政公社）

4. 国内郵便の仕組み

通常郵便物、小包郵便物、国際郵便における国内集配は、共通の集配ネットワークが利用されている。

国内郵便物の集配の流れは、集荷又は取集による引受、全国4,726箇所の集配局における選別・取り揃え・消印、差立、差立局から全国89箇所の地域区分局への地域内運送、地域区分局による継越、地域区分局から地域区分局への地域間運送、地域区分局による継越、地域区分局から配達局への地域内運送、集配局における到着・配達区分・道順組立、配達という流れとなっている。

< 国内郵便物の流れ >



5. 郵便事業の費用構造

日本郵政公社の郵便事業における営業原価では、引受、継越、配達等の多くの工程において人手に頼る部分が多いため、営業原価の約76%を人件費が占める労働集約的な費用構造となっている。

日本郵政公社は、集配や運送を子会社等に委託しており、それに要した集配委託費が全体の約1割を占めている。日本郵政公社は、地域内運送（自動車便輸送）及び地域間運送（航空便、自動車便、鉄道コンテナ便の併用）については、原則すべて子会社に委託しており、日本郵政公社本体は、原付を含む自動二輪車（約8万9千台）、軽自動四輪車（約1万7千台）、自転車（約9千台）、小型貨物自動車（約2千台）といった小型の車両しか所有していない。

<平成16年度における郵便事業における営業原価内訳>

費用項目	金額	割合(%)
1 人件費	1,369,563	76.3
2 経費	424,622	23.7
燃料費	(6,514)	(0.4)
車両修繕費	(5,441)	(0.3)
切手・はがき類購買経費	(12,088)	(0.7)
減価償却費	(74,847)	(4.2)
施設使用料	(29,336)	(1.6)
集配運送委託費	(169,842)	(9.5)
取扱手数料	(30,273)	(1.7)
その他	(96,277)	(5.3)
合計	1,794,185	100.0

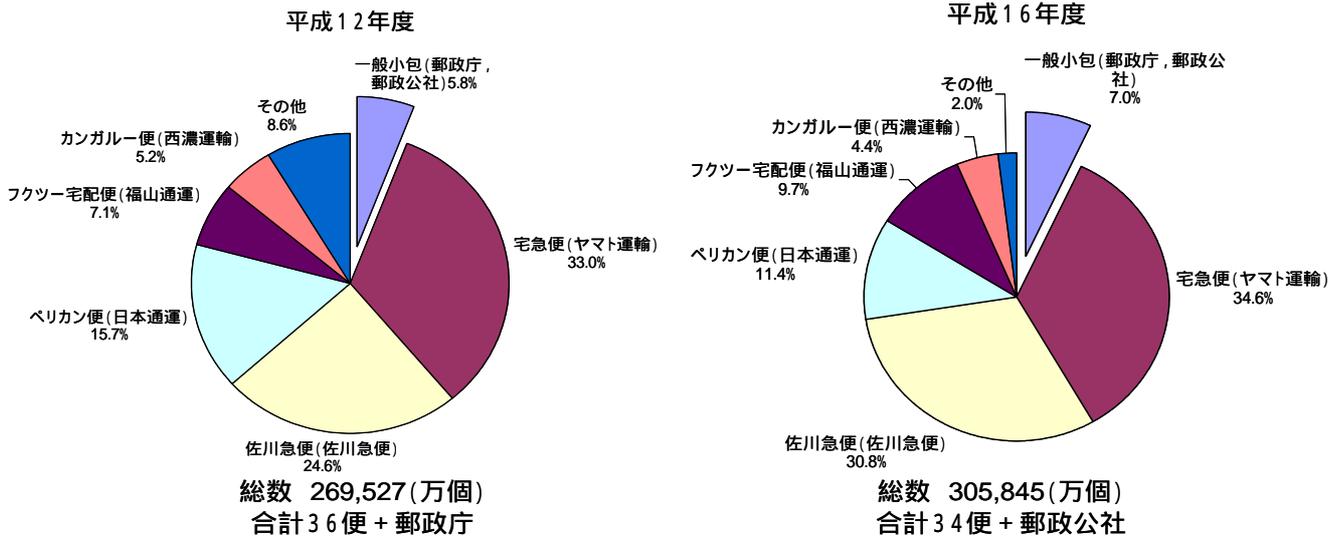
(出所:「郵便2005」日本郵政公社)

6. 宅配便事業及びメール便事業との競合関係

日本郵政公社の行うゆうパックサービスは、民間事業者による宅配便サービスとの競合関係が強いと考えられるため、国内宅配便市場は、ゆうパックを含めて考えることが適切。国内メール便市場についても同様に、日本郵政公社の冊子小包を含めて考えることが適切。

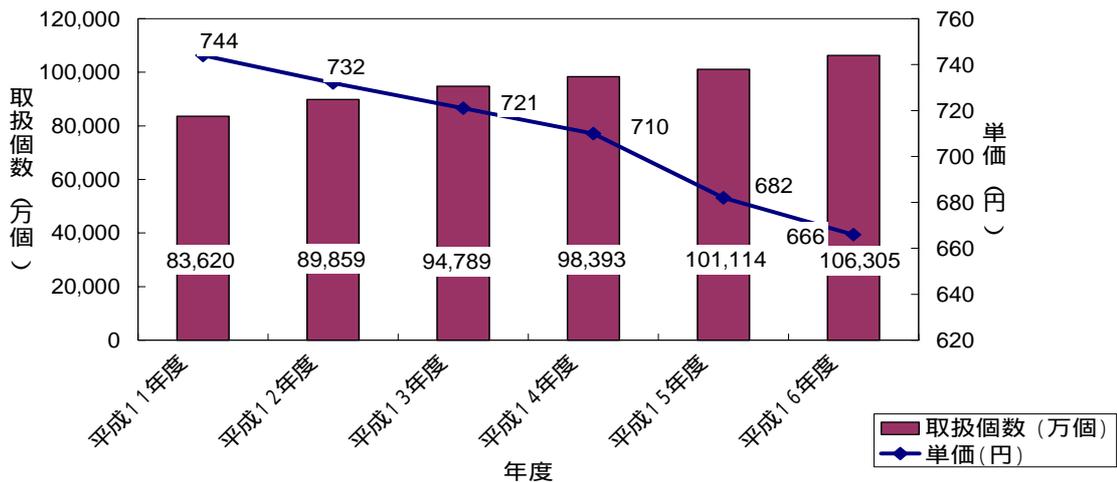
いずれの市場についても、シェアの変動状況や、価格の下落傾向などから、活発な競争が行われていると評価。

< 小型物品輸送（宅配便・一般小包）のシェアの推移（個数） >



(出所: 「平成16年度宅配便等取扱実績について」(国土交通省), 「種別引受郵便物」日本郵政公社統計月報)

< ヤマト運輸における宅急便取扱個数及び単価の推移 >



(出所: ヤマト運輸ホーム - ページ公表データより作成)

7. 国際物流事業への進出

国際郵便は、189カ国が加盟する万国郵便条約に基づき提供されるサービス。このうち、速達便であるEMS（国際スピード郵便）は、各国郵便事業者の任意のサービスである。

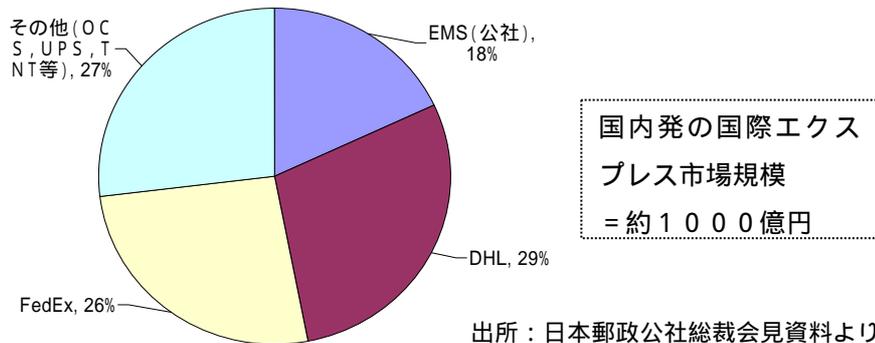
国際エクスプレスは、スピードを重視して、総合物流事業者（インテグレーター）が、1社で国際物流にかかわる端から端まですべての機能を総合することにより、ドア・ツー・ドアで提供するサービスである。国際エクスプレスは、一般に、EMS との比較において、サービス提供地域、速度及び追跡性の観点から、より高付加価値のサービスとして評価されている。

経済分析による市場画定が必要ではあるが、近年のEMSサービスの品質向上状況や、事業者からの指摘などを踏まえ、本報告書では、国際エクスプレス市場にEMSを含めている。

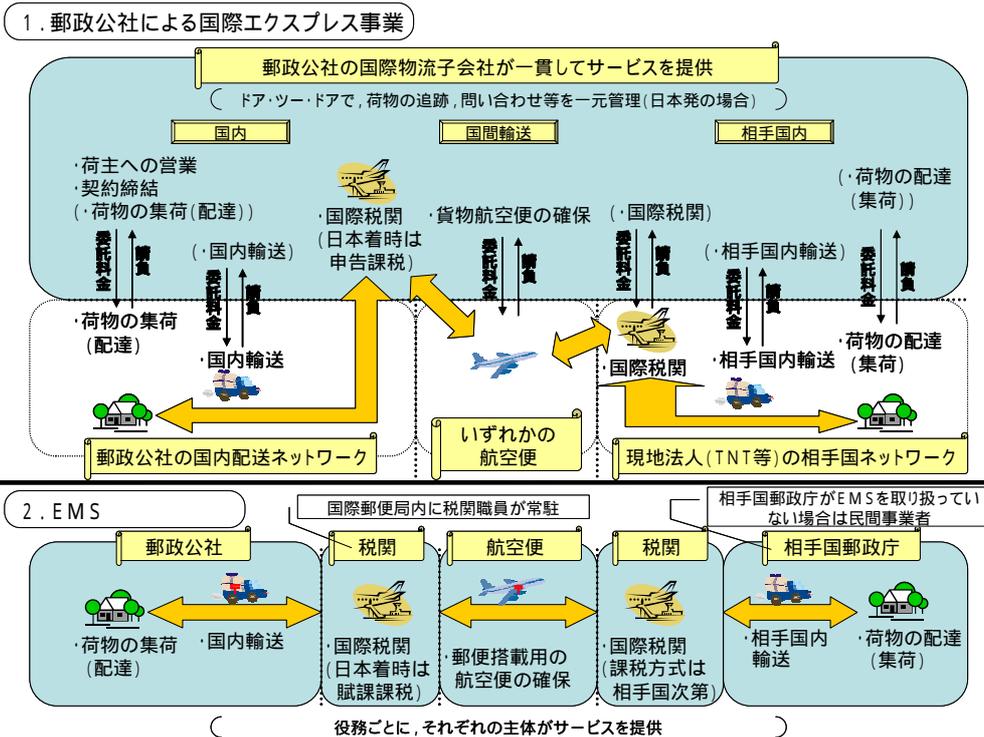
日本発の国際エクスプレス市場は、EMSや4大インテグレーター（米国のFedEx、UPS、欧州のDHL（ドイツポストの急送便部門）、TNT（オランダTPGの急送部門）の4社）が大きなシェアを占める高度寡占市場。EMSの取扱個数は、近年、横ばい傾向である。

日本郵政公社は、郵便事業の拡大を図るため、国際物流事業のノウハウを持つインテグレーターのTNTとの合併会社を設立し、同事業に進出することを公表している。

< 国際エクスプレス市場（法人差出）における売上シェア（日本発） >



< 国際エクスプレスとEMSの事業イメージ >



8. 範囲の経済の概念的な整理 (1)

郵便事業に必要な費用には

- ・ リザーブドエリア (一般信書便や国際郵便のうち信書事業の分野。) のみに依存する費用 ,
 - ・ 競争分野 (小包郵便や今後進出が予定されている国際エクスプレスなど , 他の事業者と競争関係にある分野。) のみに依存する費用 ,
 - ・ 両分野に共通する費用 ,
- が存在している。

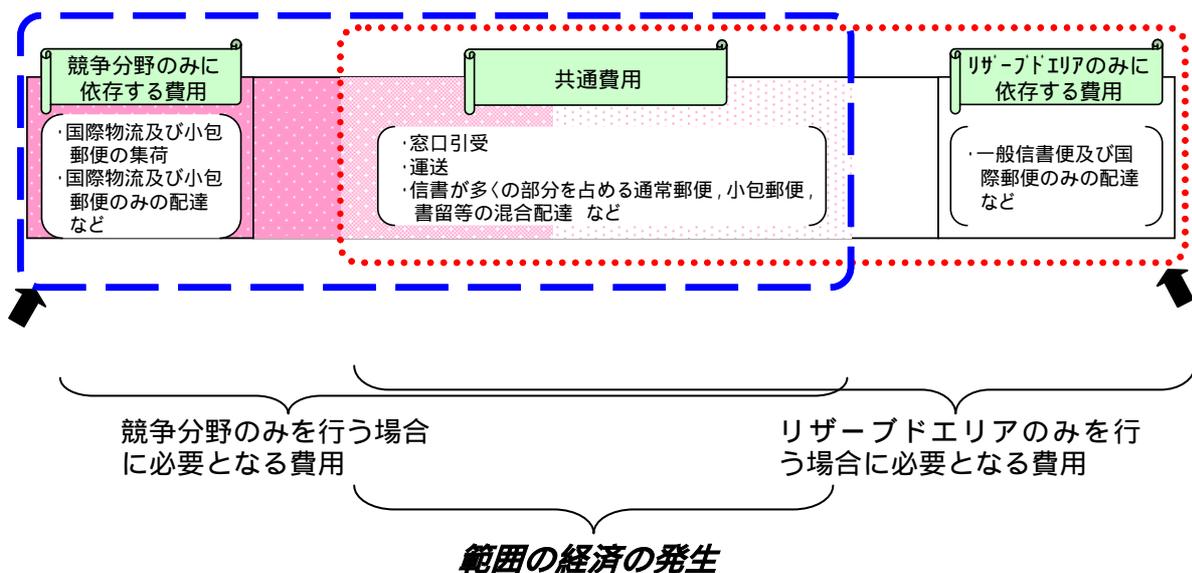
日本郵政公社がリザーブドエリアの事業のみを行う場合 , 必要な費用は , リザーブドエリアのみに依存する費用に加え , 仮に競争分野の事業を行わないこととしても , 共通費用の大部分は , 現在のサービスの維持のために必要となると考えられる () 。

競争分野の事業のみを行う場合 , 必要な費用は , 競争分野のみに依存する費用に加え , 仮にリザーブドエリアの事業を行わないこととしても , 共通費用の大部分は , 現在のサービスの維持のために必要となると考えられる () 。

リザーブドエリアの事業と競争分野の事業を別々の事業主体が独立して実施した場合に要する費用の合計は , と の面積を合計したものとなるが , 1 事業者が両方の事業を行う場合には , 事業に要する土地 , 建物 , 集配車両等の取得費や維持運用費を共用することができるため , と の重なり合う部分の費用を節約することができる。こうしたコスト節約のメリットは「範囲の経済」と呼ばれる。

日本郵政公社の郵便事業に係る費用のほとんどは共通費用と考えられる。例えば , 「配達」工程では , 東京 2 3 区内などの都市部でゆうパックを専用車両で配達する場合以外は , バイク等で戸別に巡回し , 通常郵便物と併せて小包郵便物が配達されている。このような作業工程では範囲の経済が働いている。

< 日本郵政公社の費用構造 >



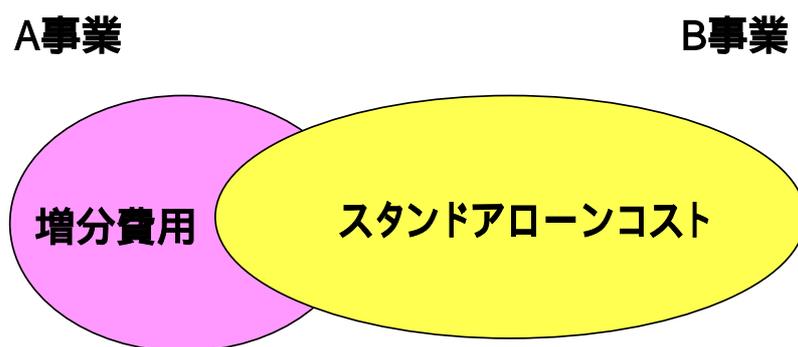
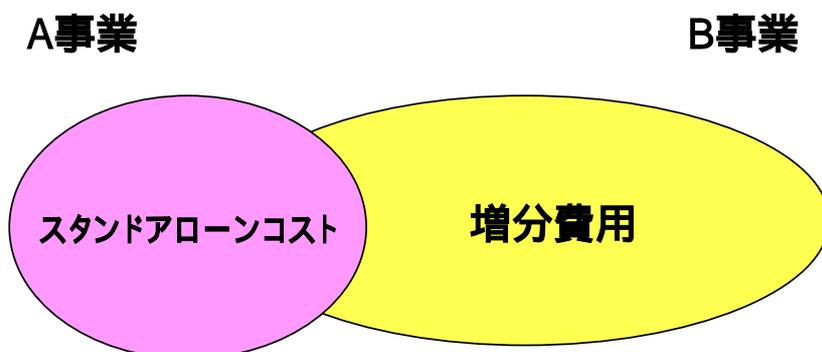
9. 範囲の経済の概念的な整理（2）

日本郵政公社は、信書が大部分を占める通常郵便物による郵便ネットワークを利用して、国際エクスプレス事業や小包郵便事業を展開することが可能である一方、競争業者である国際エクスプレス事業者や民間宅配便事業者は、全国展開する一般信書便事業への参入が困難なため、日本郵政公社と同様のビジネスモデルを構築することができない。

通常の民間事業者の場合には共通費用をどのように割り振るかについては、経営判断の問題となるが、リザーブドエリアを有する事業者の場合には、競争分野で競合関係にある事業者とのイコールフットィング確保の観点から、共通費用の割り振りが適切に行われる必要がある。

スタンドアローンコストとは、当該事業のみを単独で行う際に必要とする費用である。すなわち、1事業者がA事業とB事業を行っている際に、仮に、B事業を行わないこととした場合に不要となる費用を除いたものが、A事業のスタンドアローンコストとなる。逆に、全体費用から、A事業のスタンドアローンコストを差し引いた残さが、B事業の増分費用となる。

<増分費用とスタンドアローンコストの関係>



スタンドアロンコスト方式

競争分野の事業を行う場合の費用をスタンドアロンコストで算定し、残余の費用をリザーブドエリアの事業を行う場合の費用とする方法をいう。

この方式では、リザーブドエリアに増分費用を適用することによって、共通費用のうちリザーブドエリアのコストとして計上されていた部分を競争分野のコストに付け替えることとなるため、リザーブドエリアの事業の採算性向上に寄与するものと考えられる。

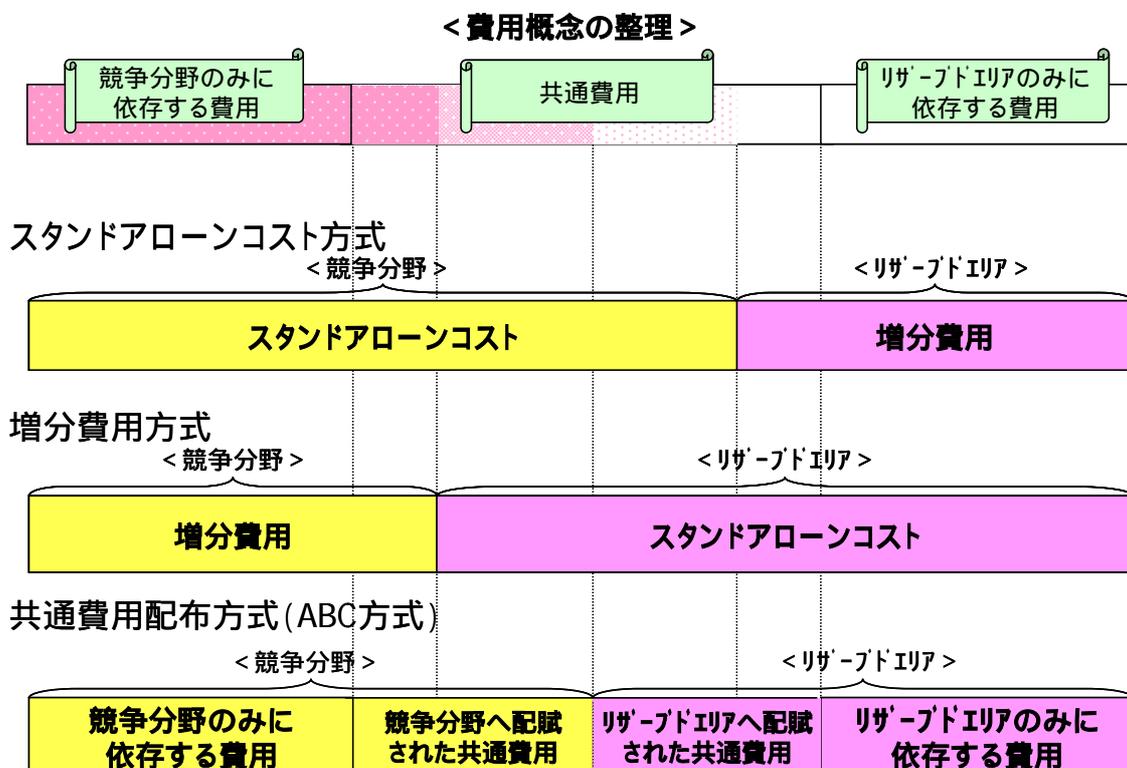
増分費用方式

リザーブドエリアの事業を行う場合の費用をスタンドアロンコストで算定し、残余の費用を競争分野の事業を行う場合の費用とする方法をいう。

共通費用配賦方式（ABC方式（Activity based Costing/活動基準原価計算））

専らリザーブドエリアの事業に要する費用及び専ら競争分野の事業に要する費用を除いた共通費用を、リザーブドエリアの事業及び競争分野の事業それぞれに要する作業時間や専有面積・体積などを可能な限り正確に導出し、これらに応じた配分比により費用配賦する方式をいう。

日本郵政公社は、公社化し企業会計制度を採用した際、このABC方式の考え方を取り入れている。具体的には、郵便事業の費用を、勤務時間比、稼働時間比、面積比などにより、アクティビティごと（集荷・配達など）に分類する、アクティビティごとの費用を通数比、容積比などにより、種類別（はがき・小包など）に整理する、アクティビティごとに種類別に配賦された費用を集計し、郵便の種類別の費用を算出するという手順で会計処理を行っている。



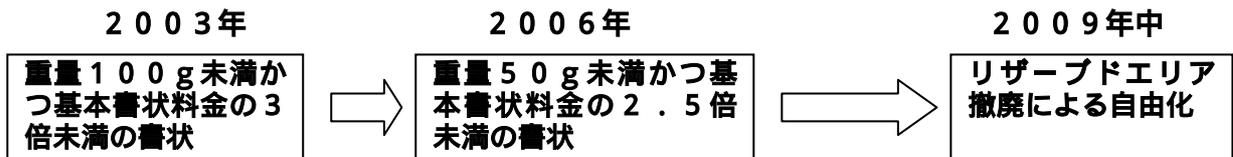
11. リザーブドエリアの撤廃

リザーブドエリアの撤廃によって競争業者も同様のビジネスモデルを用いて事業活動を行うことが可能となれば、当然のことながら、リザーブドエリアを有する事業者固有の反競争的行為の懸念は払拭される。

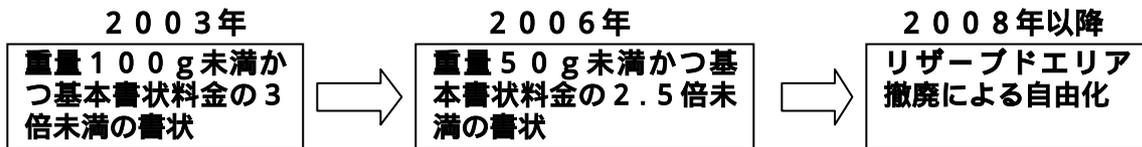
EU諸国では、現在、「重量50g未満かつ基本書状料金の2.5倍未満」が法定独占領域の範囲となっており、2009年には法定独占領域を撤廃する方向で検討されている。既に英国では、今年1月から法定独占領域が撤廃され、郵便事業への民間参入が自由化されている。一方、ドイツも2007年末に撤廃される予定である。

<リザーブドエリア撤廃のスケジュール>

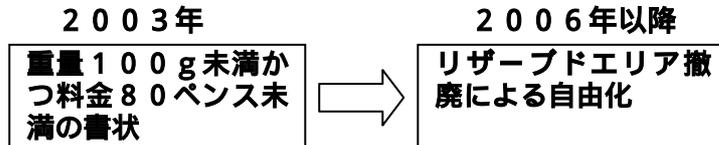
ア EU指令(2002年)



イ ドイツ



ウ 英国



2006年以降も、1ポンド未満かつ350g未満の書状送達にはライセンスが必要。2004年の同ライセンス市場における新規参入業者のシェアは0.7%。

<法定独占領域・競争分野(ライセンス)・ユニバーサルサービス分野の関係>

EU指令

書状・ダイレクトメール (法定独占領域)	書状・ダイレクトメール(2kg以下)	} ユニバーサルサービス分野 = 郵便事業
小包(10kg以下), 書留サービス, 保険付郵便サービス		
上記以外の書状, 小包, 急行便, 重量小包・印刷物, ダイレクトメール		

(注) 書状には、書籍、カタログ、新聞、定期刊行物は含まれない。

ドイツ

書状(ドイツポストの法定独占領域)	書状(2kg以下)	} ユニバーサルサービス分野 = 郵便事業
小包(20kg以下)・新聞・雑誌		
上記以外の書状, 小包, 急行便, 重量小包・印刷物, ダイレクトメール		

(注) は、1kg以下の書状で郵便事業に参入する場合、**ライセンスが必要**となる分野であり、効率性、信頼性、公共の安全等の観点から審査が行われる。重量1kg以下の書状市場のうち、新規参入業者は、6.9%のシェア(取扱個数ベースで6.6%のシェア)となっており、配達日指定などの高品質サービスが過半を占めている。

12. ユニバーサルサービス基金について

ユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、自由化を進めるための仕組みとして、事業者からの拠出によるユニバーサルサービス基金を創設するという方法がある。

電気通信事業では、競争の進展状況に応じて、「相殺型の収入費用方式」、「ベンチマーク方式」を採用している。

ドイツでは、郵便事業の自由化後、ユニバーサルサービスを提供する事業者を公募し、同事業者を対象にユニバーサルサービス基金からの拠出を行う制度がある。

電気通信事業におけるユニバーサルサービス基金

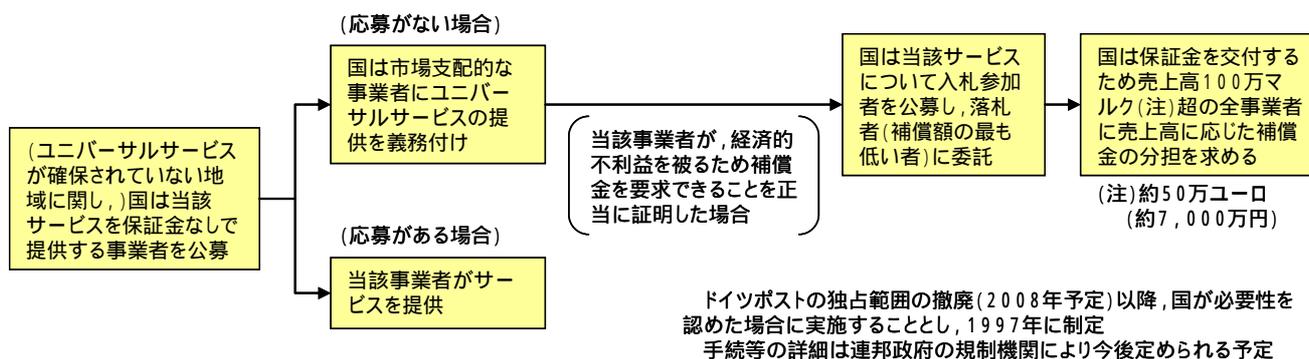
(1) 「相殺型の収入費用方式」

ユニバーサルサービス提供義務を負う事業者が、内部相互補助を通じて損失補てんを行うが、それでも相殺できない赤字がなお存在する場合に、その赤字分に対して基金を補填する方式。

(2) ベンチマーク方式

ベンチマーク方式とは、全国平均費用を一定割合（ベンチマーク）上回る高コスト地域について、その上回る費用（全部又は一部）を基金で補填する方式であり、電気通信事業では、平成17年度に新たなユニバーサルサービス基金制度として設けられている。

ドイツにおけるユニバーサルサービス基金制度について



出所 総務省「郵便におけるリザーブエリアと競争政策に関する研究会(第2回)資料

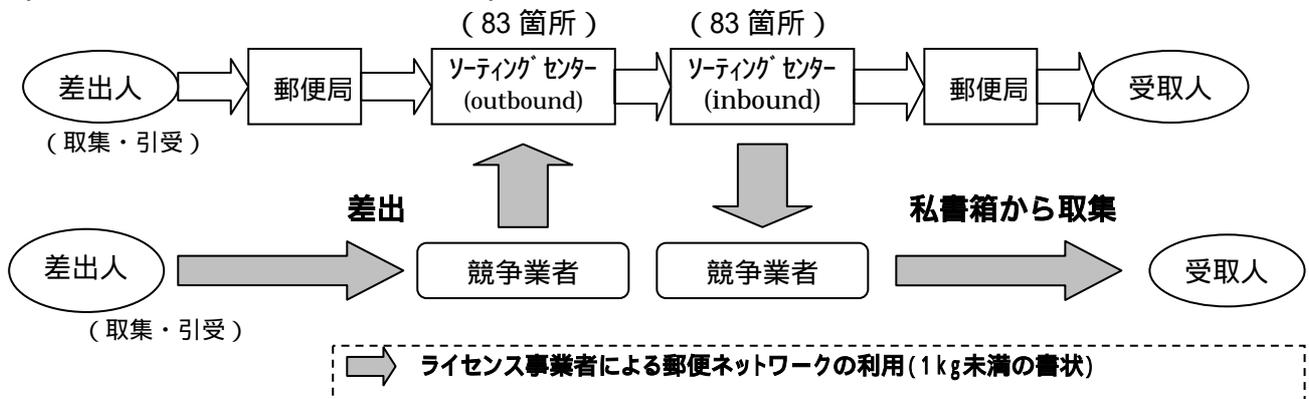
13. ドイツにおける郵便ネットワークの開放

ドミナント事業者（ドイツポスト）が、別の郵便事業を行う事業者からネットワークの利用を求められた場合、それが経済的に合理的な申出であれば、当該申出に応じなければならないとされている（郵便法第28条）。

1kg以下の書状について郵便事業に参入する場合には、取り扱う郵便物の重量、サービス内容によって区分されたライセンスを取得する必要があるが、自社で収集した郵便物をドイツポストのソーティングセンターで差し出す工程と、ドイツポストのソーティングセンターにある私書箱に配達された郵便物を配達する工程のライセンスを有している事業者は、ドイツポストの郵便ネットワークを利用したビジネスができることになっている。

<ドイツ：ライセンス事業者に対するドイツポストの郵便ネットワーク開放スキーム>

（ドイツポストの郵便ネットワーク）



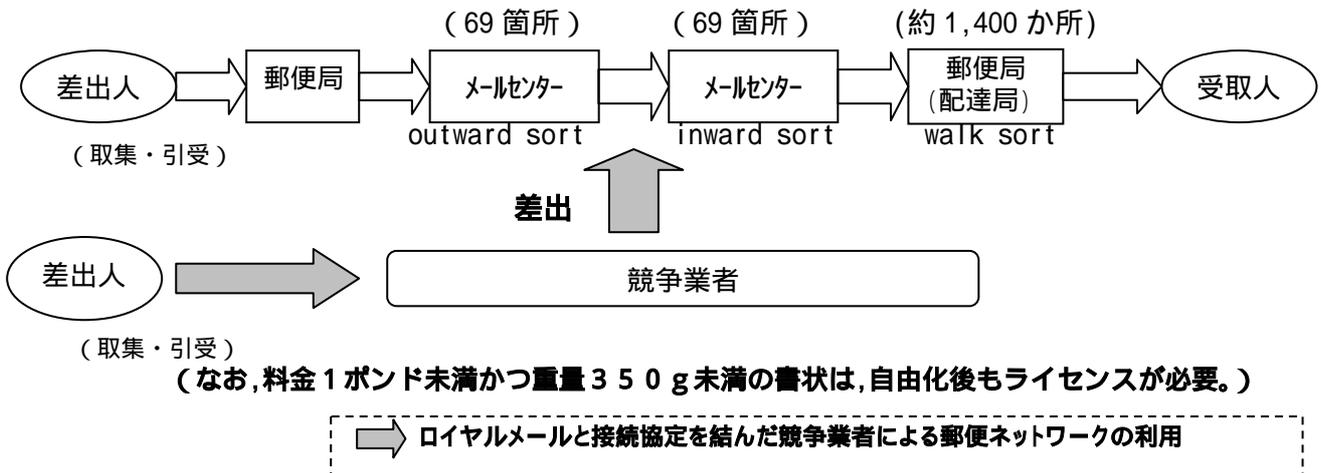
14. 英国における郵便ネットワークの開放

英国では、ロイヤルメールがネットワークの開放を行っており、競争業者との接続協定により、郵便番号ごとに区分した上でロイヤルメールのメールセンターに持ち込んだ郵便物をロイヤルメールが有料（通常の郵便代よりも割引）で受取人まで配達している。

また、ロイヤルメールのネットワークへの接続に関し、自社と競争業者を差別することを法律で禁止している。

<英国：ロイヤルメールの郵便ネットワークの開放スキーム>

（ロイヤルメールのネットワーク）



ロイヤルメールは、規制官庁である「郵便サービス委員会」（ポストコム）から課されたライセンス条件を遵守して、2005年9月に競争業者とのアクセス料金及びその算定式を定め、公表した（「Condition 9 Access Agreement」。）

（注）公表されたアクセス協定は、書状（重量100g以下で厚さ5mm以下、大きさ610mm×460mm>B>70mm×100mm）、flat（重量500g以下で厚さ10mm以下、大きさ240mm×165mm>A>140mm×90mm）、packet（重量2kg以下、大きさ460mm×610mm×460mm>B>70mm×100mm）を対象としている。

ロイヤルメールが定めたアクセス料金は、郵便番号ごとに仕分けする数の多寡、重量等の諸条件から算定される式が定められており、これは、ロイヤルメールとの接続を希望する事業者すべてに適用される。

また、アクセス料金の設定は、同じ重量の書状等であれば、郵便番号ごとに区分する数が多いほど安く設定されている。

【例】

60gまでの書状であれば、郵便ネットワーク途中の約120の郵便番号の地域区分で仕分けすると13.89ペンス、約1,400ある配達局ベースの郵便番号別に仕分けした場合は13.89ペンス、更に細かく仕分けした場合には（約80,000）、11.97ペンスとなっている（2006年4月以降）。

15. 電気通信分野におけるネットワークの接続条件について

電気通信事業分野においては、NTTなどドミナント事業者は、所有する電気通信設備への接続条件（接続料金を含む。）を定めた「接続約款」の作成を義務付けられており、さらに、その接続料金の算定に当たっては、機能ごとの原価を算出するためのルールである「接続料規制」が定められ、接続においては、NTTの関係事業者と競争業者が同じ条件で取り扱われることとされている。

電気通信事業会計規則

（関連収益及び関連費用）

第十六条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。

2 二以上の種類（別表第二様式第15の表から様式第17の表までの役務の種類の欄に掲げる種類をいう。）の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。

3 （略）

別表第二に記載される配賦基準（抄）

(1) 営業費用

営業費

窓口 契約申込等件数比、料金 料金請求件数比、販売 販売件数比、その他 加入数比、取扱量比、（度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。）又は回線比

運用費 加入数比又は取扱量比

施設保全費 関連する固定資産価額（取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。）比

共通費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比

管理費 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比

試験研究費 営業収益額比又は関連する支出額比若しくは固定資産価額比（研究費償却も同じ）

減価償却費 関連する固定資産価額（帳簿価額をいう。以下この様式において同じ。）比

固定資産除去費 関連する固定資産価額比、通信設備使用料 回線数比又は取扱量比

租税公課 固定資産税等 関連する固定資産価額比、事業所税 管理部門等の人件費

(2) 固定資産

市内線路及び機械設備 市内回線数比又は取扱量比

市外線路及び機械設備 市外回線数比若しくは市外回線長比（ただし、帯域品目は 3.4 キロヘルツ、符号品目は 64 キロビットを1回線として換算する。）又は取扱量比

○第一種指定電気通信設備接続会計規則

第二条 第2項 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。

一 「第一種指定設備管理部門」とは、第一種指定電気通信設備及びその管理運営（開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。）に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

二 「第一種指定設備利用部門」とは、電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動（第一種指定電気通信設備及びその管理運営を除く。）に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。

（会計単位の区分）

第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。

2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則（平成十二年郵政省令第六十四号）の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。

16. 会計分離のルールについて

共通費用の配賦方法を詳細な作業工程別に法令で定めることは、会計処理の透明性を高めることに役立つ。

EUでは、平成9年に欧州単一郵便市場を創設するための郵便指令が採択され、リザーブドエリアと競争分野との会計分離を行い内部相互補助が行われないように規制している。具体的には、この指令を受けてEU各国それぞれの郵便法等で会計分離を定めている。

EUにおける会計分離のルール（EU指令1997年）

【前文】

- (28) 様々なサービスの実際のコストに透明性を導入するため、また、留保分野から非留保分野への内部相互補助が、非留保分野における競争条件に不利な影響を与えることがないということ为保障するため、種々の留保サービスと非留保サービスの会計分離は必要である。
- (29) (前略)ユニバーサルサービス提供者は、適当な時間制限内で、原価算定システムを実施しなければならない。この方法は独立して実証されることができ、この方法によって、コストを透明な手続によりできる限り正確に割り当てることができるものとする。

【第14条】

第1項 加盟国は、この指令の施行後2年以内に、ユニバーサル・サービス提供者の会計が本条の規定に従い処理されるために必要な措置を講じなければならない。

第2項 ユニバーサル・サービス提供者は、その内部会計において、少なくとも一方で留保分野の留保サービスごとに、他方で非留保サービスに、会計分離しなければならない。非留保サービスの会計は、ユニバーサル・サービス部分とそうでない部分に明確に区分しなければならない。当該内部会計システムは、首尾一貫して適用され、客観的に正当と認められる原価測定原則に則って運用しなければならない。

第3項 第2項で言及されている会計システムは、第4項に反することなく、以下の方法によって、リザーブド分野のサービスと非リザーブド分野のサービスとにそれぞれ費用を配賦する。

- (a) 特定のサービスと直課できる（直接割り当てられる）費用については、そのように割り当てるものとする。
- (b) 特定のサービスと直課できない共通費用については、以下のように割り当てるものとする。
- (1) 可能であるならば、共通費用は費用そのものを直接に分解したものを基に割り当てるものとする。
- (2) 直接分解することが不可能であれば、直接割当てや配賦が可能である他の費用部門や費用部門群に間接連関させたものを基に割り当てるものとする。
- (3) 直接にあっても間接に合っても費用配賦の方法が見出せない場合は、一方ではリザーブド分野のサービスごとに、他方では非リザーブド分野のサービスごとに、直接ないし間接に割り当てもしくは配賦されたすべての費用の比を算出し、その比を基に配賦するものとする。

17. 独占禁止法上の問題点の検討 ～原価割れの判断基準～

独占禁止法による不当廉売規制では、総販売原価（小売事業では仕入価格）を原価の基準として運用している。

EUでは、市場支配的事業者による価格略奪的行為として原価割れ販売を規制しており、平均可変費用を下回る場合には、後に独占的な地位を利用して価格を引き上げること以外にはなんら利益がないため原則違法とされ、平均可変費用以上だが平均総費用を下回る場合には、主観的要件として排他的意図を有する場合に違法との運用が行われている。

リザーブドエリアを有する事業者については、競争業者とのイコールフットィングの観点から、原価割れの判断基準にスタンドアロンコストを適用することが適切とする考え方がある。

【独占禁止法関係法令】

○ 独占禁止法第2条第9項

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当するものであって、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するものをいう。

二 不当な対価をもって取引すること

独占禁止法第19条

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

不公正な取引方法（第6項）

正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

【事例1】中部読売新聞社事件（昭和52年11月公取委同意審決）

我が国では、中部読売新聞社事件において、増分費用に相当する費用のみを基準とした費用算定の在り方は妥当ではないとして、適切な配賦基準に基づいて計上した費用を原価とし、これを著しく下回るか否かで不当廉売の該当の有無の判断がなされている。

ただし、本件は、通常の共通費用の配分の在り方が問われた事例であり、リザーブドエリアを有する事業者のケースではない。

【事例2】ドイツポスト事件（平成13年3月EC委員会決定）

- ドイツでは、ドイツポストが「市場支配的事業者による略奪的価格行為」に対する規制違反に当たるとされたケースにおいて、原価割れ販売の基準について、増分費用に基づく分析を行うことにより、判定が行われた。

【学説】欧州公共政策研究所・ニコラデス教授

新規参入しようとする事業者は、スタンドアロンコストを負担しなければならないのに対して、既存の競争に晒されていないネットワークを持つドイツポストは増分費用のみを負担すれば済むことから、競争上優位に立つことができる。（略）法定独占領域を有していることは、他の事業者に比べて低コストであることを意味している。したがって、内部相互補助がなくともドイツポストは、他の小包サービス事業者が享受できないメリットを受けている。

18. 独占禁止法上の問題点の検討 ～競争業者の事業活動の排除・困難化の基準～

不当廉売は、継続的な原価割れ販売という不当な競争手段により公正な競争が阻害され、「他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること」を要件としている。

- 私的独占に該当する「排除」は、不公正な取引方法に該当する行為などにより、事業者が、競争業者を市場から排除し、価格等の取引条件をある程度自由に左右できる状態になって競争が実質的に制限されることを要件としている。

一般的には、例えば原価割れ販売を行った競争分野におけるシェアが低い場合には、当該分野の競争に与える影響は相対的に小さく、競争業者を市場から排除するほど影響が大きくはないため、競争を実質的に制限するとまでは評価できず、私的独占に該当するケースは極めて限定されると考えられる。

【独占禁止法関係法令】

独占禁止法第2条第5項

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

独占禁止法第3条

事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

- 独占禁止法第19条（再掲）

事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

- 不当廉売（不公正な取引方法に関する一般指定第6項）（再掲）

正当な理由がないのに商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る価格で継続して供給し、その他不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあること。

【EC条約における市場支配的地位の考え方】

EC条約の市場支配的地位の濫用規制において、ある市場においてドミナントな地位を有する事業者が隣接市場又は関連市場においてはドミナントな地位を有していない場合であっても、これらの市場における行為について適用が及ぶという原則が確立している。

【事例】Tetra Pack 判決（1997年EU裁判所判決）

19．独占禁止法上の問題点の検討 ～競争歪曲効果をもつステート・エイド～

EUにおいては、社会的性格等を持つもの以外、特定の企業や商品を優遇するステート・エイド（国家補助）は、加盟国間の通商に影響がある場合、競争を歪曲するとして禁止されている。

このステート・エイドは、通常の市場条件では得ることのできない経済的優位性とされており、対象となるものは補助金に限らず、税制上や規制面での優遇措置等、あらゆる公的支援措置が含まれる。ラ・ポスト事件では、リザーブドエリアを持つラ・ポストのネットワーク・インフラを競争分野に用いる場合に、ステート・エイド規制違反に該当し得るとされている。

我が国においては、EUにおけるステート・エイド規制に相当する競争ルールは現在のところ存在しないが、ステート・エイドを得た事業者による不当廉売等については独占禁止法が適用される。

【EC条約第87条第1項（競争を歪曲する補助の禁止）】

この条約に別段の定めがない限り、特定の企業又は特定の商品の生産を優遇することにより競争を歪曲し又は歪曲するおそれがあるいかなる加盟国又は加盟国の資源によって許可された補助も、加盟国間の取引に影響がある限りにおいて、共同市場と両立しないものとする。

【事例】ラ・ポスト事件（係争中）

EC委員会は、フランスの公的な郵便事業体であるラ・ポストが、その子会社で、物流事業を営むクロノポスト等に対して、インフラを利用させていたこと等に関し、ステート・エイドとなるおそれがあるとして、調査を行った。しかし、EC委員会は、当該インフラ利用等及びその対価は、通常の子会社に対するものから逸脱しないため、ステート・エイドに該当しない旨の決定を行った（1997年）。

当該決定の取消訴訟の中で、EU第一審裁判所は、EC委員会決定が、単にラ・ポストがクロノポスト等に対してインフラを利用させるために要した費用と、その対価についてのみ分析を行った点について、たとえ、クロノポスト等がラ・ポストに支払う対価が、その支援に要するすべての費用を上回ったとしても、通常の市場環境下において要求される対価との比較がなければ、ステート・エイドが無いかどうかを判断する上では不十分であるとして、EC委員会決定を無効とする判決を行った（2000年）。

20．日本郵政公社の公的特権とイコールフットィングの確保

日本郵政公社は、郵便法の下で事業を行う唯一の事業者であることから、国際物流事業者や民間宅配便事業者が有していない公的特権を有しており、この公的特権が、ゆうパックや冊子小包郵便事業はもとより、今後進出が予定されている国際物流事業にも活用される場合には、イコールフットィングの観点から問題があるとの指摘がある。

1 道路交通規制上の問題

郵便事業に要する車両については、駐車禁止や車両通行止め規制などの道路交通法上の交通規制の適用を免除されている。一方、民間宅配便事業者についてはこのような特典を受けおらず、信書便事業者についても同様である。

2 転居情報に関する問題

郵便法には、郵便物の受取人が、転居後の住所を届け出ているときは、日本郵政公社は、郵便物を転居先へ転送することが明記されており、こうした仕組みが長年にわたって運用されてきている。

日本郵政公社は、転居情報の利用により返送率を低く抑えることができることから、百貨店等の流通業者からは返品処理のコストが軽減されるとして評価されており、民間宅配便事業者との競争において優位性を示す点となっている。

なお、スウェーデンでは、ユニバーサルサービス提供義務を負っているスウェーデン・ポストが新規参入事業者のシティメールとの間で住所情報を共有するために「アドレスバンク社」を設立している。また、我が国の関西地区では、個人情報の保護に配慮しながら、関西電力やNTT西日本等が共同で設立している団体が、利用者の転居に伴う住所変更手続きを一括で行えるように「転居情報サービス」システムを構築しているといった事例もある。

3 税関等の手続上の違い

郵便物については、国際エクスプレス事業者の取り扱う荷物と違って、簡易な通関手続きが認められている。

日本郵政公社が国際物流事業で取り扱う貨物は、通関業法や関税法等が適用され、民間事業者と同様の通関手続きがなされるため、他の国際物流事業者とのイコールフットィングが図られることになる。

【論点】

- 1．リザーブエリアの撤廃
 - (1) リザーブエリアの撤廃の基本的考え方
 - (2) ユニバーサルサービス基金の在り方
- 2．郵便ネットワークの開放
 - (1) 郵便ネットワーク開放の基本的考え方
 - (2) 郵便ネットワーク開放と会計制度の明確・透明化
 - (3) 法定独占領域設定についての考え方
- 3．独占禁止法上の問題点の検討
- 4．日本郵政公社の公的特権等について

1．リザーブエリアの撤廃

(1) リザーブエリアの撤廃の基本的考え方

リザーブエリアを有する事業者の競争分野における事業活動が反競争的な効果を持つのは、競争業者が有することのできないリザーブエリアの経営資源を活用することに起因しているため、競争政策の観点からは、リザーブエリアの撤廃が最も望ましいのではないかと。

リザーブエリアが撤廃されているか否かの判断は、単に規制制度上の参入可能性だけでなく、実質的な参入可能性によって判断するべきではないかと。

(2) ユニバーサルサービス基金の在り方

ユニバーサルサービスの提供を確保しつつ、新規参入を促進するための仕組みとして、リザーブエリアを設ける代わりに事業者からの拠出によるユニバーサルサービス基金を創設するという方法が考えられるのではないかと。

ユニバーサルサービス基金を設ける場合、同基金からの補填を受ける事業者は、日本郵政公社だけでなく、他の事業者を含め、法的なユニバーサルサービスの提供義務を引き受ける事業者の中から、より補填額の少ない事業者を選択することが可能な制度が適当ではないかと。

2．郵便ネットワークの開放

(1) 郵便ネットワークの開放の基本的考え方

仮にリザーブエリアの撤廃が困難である場合には、郵便ネットワークを宅配便事業者や国際エクスプレス事業者に開放することによって、その範囲の経済をこれらの競争業者も等しく享受できるようにすることが必要なのではないかと。

さらに、信書便事業における競争が活性化されるように、郵便ネットワークを信書便事業者に開放することによって、自社で集配ネットワーク等の構築が困難な事業者の参入を容易にすることが必要なのではないかと。

(2) 郵便ネットワーク開放と会計制度の明確・透明化

郵便ネットワークを競争業者にも開放し、共同で利用するためには、収集や運送、配達といった業務区分ごとに、日本郵政公社が自らのコストとして算出した額と等しいコスト負担で競争業者が当該分野の事業展開にそのサービスを受けられる仕組みを整備することが必要なのではないか。

日本郵政公社と同社の郵便ネットワークにアクセスする競争業者との公正な競争環境を整備するためには、電気通信などの公益事業と同様に省令等に作業工程別の費用の配賦方法を明確に定めて、透明性を高めることが必要なのではないか。

(3) 法定独占領域設定についての考え方

法定独占領域を認める場合には、ユニバーサルサービス義務の提供に要するコストを担保するために必要な範囲に限定しなければならない。このためには、信書と非信書の区分というような曖昧な区分ではなく、当該コストに応じた収益を重量区分などで明確に算定すべく、法定独占領域を設けることが必要ではないか。

仮に、重量区分で法定独占領域を設ける形態に変更する場合には、従前は認められていた事業が禁止されることとならないよう、一定の配慮を行う必要があるのではないか。

なお、ドイツでは、法定独占領域の範囲内であっても、一定の重量を超える郵便物を一度に50通以上差し出した場合には、法定独占領域の例外として認められていた。

3. 独占禁止法上の問題点の検討

リザーブエリアの撤廃又は郵便ネットワークの開放のいずれも行わない場合には、リザーブエリアを有することによる範囲の経済の専有が解消されないため、リザーブエリアを有する事業者が競争分野で行う事業に関しては、不当廉売に該当するか否かの判断基準となる原価の判断をスタンドアローンコスト方式によって行うことが適切ではないか。

日本郵政公社においても、独占禁止法の考え方に準拠して会計処理が行われることが望ましく、仮に、日本郵政公社が子会社から国際物流業務を受託する場合、受託業務についてはスタンドアローンコストに基づいて受託料金を算定すべきではないか。

これらの国家の補助等を受けた特定の事業者が、通常の市場条件では得られない便益を利用して行う廉売等の行為に対し、独占禁止法の適用を具体化するため、公的資産の承継や公的特権によって得られる便益を含め、競争を歪曲するおそれのある国家の補助等を受けている事業者の原価の基準の明確化を行っていく必要があるのではないか。

4．日本郵政公社の公的特権等について

郵政民営化後は、小包郵便が、郵便法の対象から外れることによってユニバーサルサービスの提供義務がなくなり、貨物運送法令による規制下に移ることから、少なくとも、信書の混載を行わず、国際物流、ゆうパック及び冊子小包のみを配達する車両については、民間宅配事業者と同様に道路交通規制が適用されることが必要なのではないか。

日本郵政公社と競争業者とのイコールフットイングの観点から、利用者が日本郵政公社以外の特定事業者にも転居情報を共有化されることを認める場合には、日本郵政公社から当該特定事業者に転居情報を提供できるようなシステムを作ることが必要なのではないか。

より具体的なデータに基づく分析の検討を踏まえて、EMS と国際エクスプレスとの間に十分に代替性が認められる分野がある場合には、EMS についても、国際エクスプレス事業者と同じ通関手続きに変更することについて検討する必要があるのではないか。

以上のような公的特権を含むステート・エイド的な性格を持つ国家の補助等を受けた特定の事業者のみが競争上優位となり、公正な競争が歪められることは、競争政策上好ましくないため、競争政策の観点から補助等の在り方について関係行政機関との調整を図ることが必要ではないか。

また、競争歪曲的な公的補助排除の実効性を確保するための制度のあり方についても、今後同種の問題が与える社会的な影響や行政コスト等を勘案しながら検討を行っていくことが必要ではないか。

参考資料集

平成 18 年 4 月 7 日
公正取引委員会
経済取引局調整課

参考資料 1	信書便事業の概要	1
参考資料 2	宅配便事業者からのヒアリング要旨 - 一般信書便事業に参入しない理由 - ..	3
参考資料 3	社会貢献基金の対象を定める関係法令	4
参考資料 4	各社の国際小包配達料金	5
参考資料 5	郵便事業におけるユニバーサルサービス基金額の試算について.....	6
参考資料 6	英国における郵便事業への参入障壁への対応	10
参考資料 7	各事業分野の会計区分に係る主な規定	14
参考資料 8	宅配便事業者からのヒアリング要旨 - ネットワーク開放について -	15
参考資料 9	EU における会計分離ルール	16
参考資料 10	中部読売新聞社事件	18
参考資料 11	EC 条約 (抜粋)	21
参考資料 12	ドイツポスト事件について	24
参考資料 13	P.Nicolaides ” Effective Competition in Network Industries ” の要旨 ..	29
参考資料 14	ラ・ポスト事件について	32
参考資料 15	Shanker A.Singham ” Competition Issues in the Postal Sector ” の要旨 ..	37
参考資料 16	アルトマーク事件について	40

信書便事業の概要

1 信書便市場について

従来、「信書」の送達業務は、郵便法により日本郵政公社の独占事業とされていたが、平成14年に「民間事業者による信書の送達に関する法律」(以下、「信書便法」という。)が制定され(平成15年4月施行)、郵便法の適用除外として、日本郵政公社以外の民間事業者においても信書便事業を行うことが可能となっている。

信書便の取扱数については、正確な数字はないが、はがきや封書、通信教育などの「普通通常郵便物」(通常郵便物のうち「書留、速達等」の特殊取扱を除いた郵便。)の内容別差出状況を見ると、約7割前後が「信書」に該当する郵便物が占めていると推測される。日本郵政公社が取り扱う信書は、約160億7千万通(平成16年度における普通通常郵便物の取扱通数229億6千万通の7割として算定。)と、通常郵便物、小包郵便物及び国際郵便物の全郵便物取扱通数250億通のうち約6割を占めると推測される。

2 信書便事業の種類について

信書便法は、民間事業者による信書の送達の事業の許可制度を実施し、その業務の適正な運営を確保するための措置を講ずることにより、信書の送達の役務のあまねく公平な提供を確保しつつ、利用者の選択の機会の拡大を図ることを目的としており、以下の表のように、「一般信書便事業」と「特定信書便事業」の2つの事業類型を設けている。

	一般信書便事業者	特定信書便事業者
サービス内容	次のいずれにも該当する「一般信書便役務」を提供する「全国全面参入型」の事業 a 長さ、幅及び厚さがそれぞれ40cm、30cm及び3cm以下であり、重量が250g以下の信書便物を送達 b 国内において差し出された日から原則3日以内に当該信書物を送達(配達日は1週間につき6日以上)	次に掲げる「特定信書便役務」のいずれかに該当する「特定サービス型」の事業(バイク便等) a 長さ、幅及び厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達(1号役務) b 信書便物が差し出された時から3時間以内に送達(2号役務) c 料金の額が1,000円超の信書便物を送達するもの(3号役務)
参入	総務大臣の許可 〔許可の基準〕 ・信書便物の秘密の保護 ・全国における一般信書便物の引受け及び配達(市町村ごとの人口に、人口規模により定められた率(5種類)を乗じて得た数以上の信書便差出箱(ポスト)を市町村ごとに設置すること<全国約10万ポストの設置義務>) ・差出箱の設置等随時かつ簡易な引受方法 ・全国における原則毎日1通からの引受・配達等	総務大臣の許可。 〔許可の基準〕 ・信書便物の秘密の保護 ・事業を適確に遂行するに足る能力を有すること等
退出	総務大臣の許可	事後届出
料金	設定・変更は事前届出 全国均一料金 (25g以下の軽量信書に上限(80円)を設定)	規制なし
役務提供義務	提供義務あり	提供義務なし

3 信書便事業における競争状況

一般信書便事業については、新規参入がないため、現在、日本郵政公社の独占状態となっている。一方、特定信書便事業については、平成18年1月13日現在で132社の参入があり、71社が営業を開始しているところ、その取扱通数93万通は、日本郵政公社が取り扱う信書の推測取扱数約160億7千万通の0.006%程度と極めて小さなものとなっている。なお、特定信書便事業の市場規模は、平成16年度で約5億円である。

特定信書便事業に新規参入した事業者は、従来、荷主からの依頼で急ぎの荷物等を運送していたバイク便事業者が、「信書」と「非信書」の取扱区分が荷主にとって理解し難い状況下で、「信書」も取り扱える許可事業者となることでコンプライアンス遵守の姿勢を評価されることを期待して許可を取得したケースや、公的機関の内部文書の運送業務を受託（公的機関の職員が運送車両の同乗）していた運送事業者が、公的機関が受託事業者の資格要件に「特定信書便事業者」とされていたため許可を取得したケースなどがある。

特定信書便事業者の市場では、許可を受けた事業の種類によって対象ユーザーが異なるが、1号役務では官公庁等の入札発注による競争業者間、2号役務ではバイク便事業者間やメール便事業者との間でそれぞれ競争が行われている。特定信書便事業の需要が伸び悩んでいる理由としては、「信書」と「非信書」の区別が荷主に周知されておらず、また、外形からは判断できないため、荷主の中には「信書」に該当するものを「非信書」として日本郵政公社の冊子小包や宅配便事業者のメール便での配達を委託するケースが多いのではないかと指摘がある。

4 一般信書便事業及び特定信書便事業の事業規制について

信書便法では、新規参入に当たり、10万本のポスト設置を要件としているが、この引受方法については、民間宅配便事業者からは、受取人不在の場合の取扱いや返送コストを考慮すると、ポストではなく、差出人から相対で引き受けて差出人を確定させることにより参入が容易になるとの指摘がある。

また、特定信書便事業を展開しているバイク便事業者は、他地区所在の同業者間での相互委託により全国的なネットワークを構築することを想定した場合、個々の委託の許可を得なければならぬので実際には困難と述べている。

総務省は、許可申請に当たっての許可要件である「事業の遂行上適切な計画を有するものであること」を審査するため、信書便事業に関する「事業収支見積書」の提出を求めている。このため、新規参入を図る事業者は、当初の事業年度及び翌事業年度の2年間について、収入と支出の科目別明細を記載した資料を作成して提出しなければならない。

さらに、信書便法では、信書便の料金が事前届出制となっている。このことについて、自動車貨物運送事業法では、宅配便事業者は、料金の届出が事後届出となっていることと比べて、国の関与が強いと指摘する意見がある。

宅配便事業者からのヒアリング要旨
一般信書便事業に参入しない理由

事業者名	理 由
A社	<p>「一般信書便」のマーケットは一般的には縮小傾向にあるといわれ、多額の投資が必要である現在の条件では、参入することが企業価値の拡大につながるものとは判断できない。ステークホルダーの理解が得られるものでなければ、経営判断として参入することができないのは民間企業として当然である。仮に参入条件の見直しが行われたとしても、当該条件下で参入するか否かは、都度検討し、判断することになる。</p> <p>「ユニバーサルサービス」の提供を最初から全国で求められることは、参入しようとする事業者にとって極めて大きな負担である。他の条件を含めて、段階的な充足が認められ、「できるところから」参入することができれば、支援材料になる。</p> <p>「ポスト」については、設置やオペレーションのコスト問題のみならず、不特定多数の利用者から、内容品、宛て名記載や料金の正当性などのチェックを行わずに引き受けることのリスクも、参入における大きな障害である。対面での引受であれば、リスク回避ができる他、付加価値をつけたサービスとそれに応じた料金設定など、事業者の工夫による商品設定が容易に行え、参入がしやすくなることも考えられる。</p>
B社	<p>一般信書便事業は、市場が減少傾向にある中、莫大な投資を必要とし仮に参入しても短期間に回収するのは難しい。</p> <p>信書便については、移転届けや個人情報の問題のほか、営業所やコンビニエンスストアにポストを置いても利便性を向上させるものとは考えにくく、公社の27万局員の既存のネットワークを考えれば、新たに新規で同様のネットワークを構築して競争しても費用対効果の面で採算が合わず、民間としての限界がある。</p> <p>あくまで当社は宅配便業者としてのインフラであり、新たに信書使用のネットワークを構築するために莫大な投資をするのであれば、自社既存分野に於いて強化すべき事が多分にある。</p>
C社	<p>(一般信書便事業に参入しない理由)</p> <p>信書便法は、総務大臣への事業計画の提出義務など、民間事業者の経営自由度を著しく損なう法律であり、国民の利便性が高まるとも思えない。信書という概念なしで、民間が自由に事業を展開させてくれた方が国民の利便性向上にも繋がると思う。</p> <p>(信書便法における一般信書便事業参入条件について)</p> <p>郵便ポストについては、公社が長い年月を掛けて築いたもので、新規事業者に対して、「参入と同時に一気に準備しろ」と言われると、民間では対応が困難だと思う。</p> <p>事業展開についても、民間では新規事業の場合、最初はサービスエリアを限定し、段々と広げていく手法を用いることが多いが、参入時にユニバーサルサービスの提供を義務付けられると、民間では対応が困難であると思う。</p>

社会貢献基金の対象を定める関係法令

郵便事業株式会社法

- 第4条** 会社は、総務省令で定めるところにより、三事業年度ごとに、三事業年度を一期とする社会貢献業務の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定め、当該実施計画に係る期間の開始前に、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 2** 前項の「社会貢献業務」とは、会社が営む次に掲げる業務であって、日本郵政株式会社法（平成17年法律第98号）第6条第1項の規定による社会貢献資金の交付を受けなければ、当該業務に係る役務の水準を著しく低下させることなく当該業務を実施すること（第五号に掲げる業務にあつては、当該業務を実施すること）が困難であると認められるものをいう。
- 一 郵便法第18条の規定により無償で交付する郵便葉書及び郵便書簡に係る郵便物に係る業務
 - 二 郵便法第18条及び第19条の規定により料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除する郵便物に係る業務
 - 三 郵便法第22条第1項に規定する第三種郵便物に係る業務のうち、社会福祉の増進に寄与するものであつて、総務省令で定めるもの
 - 四 郵便法第27条第二号及び第三号に掲げる郵便物に係る業務
 - 五 前条第3項に規定する業務のうち、天災その他非常の災害の被災者の救援又は社会福祉の増進に寄与するものであつて、会社以外の者による実施が困難なもの
- 3～5** （略）

郵便法（改正後）

- 第18条**（郵便葉書の無償交付等） 会社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者（法人を除く。以下この条において同じ。）に対し料額印面の付いた郵便葉書及び郵便書簡を無償で交付し、又は当該災害地の被災者が差し出す郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。
- 第19条**（救助用の郵便物等の料金の免除） 会社は、天災その他非常の災害があつた場合において、必要があると認めるときは、総務省令の定めるところにより、当該災害地の被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の物を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。
- 2** 会社は、総務省令の定めるところにより、社会福祉の増進を目的とする事業を行う法人又は団体であつて総務省令で定めるものにあてた当該事業の実施に必要な費用に充てることを目的とする寄附金を内容とする郵便物の料金（特殊取扱の料金を含む。）を免除することができる。
- （中 略）
- 第22条**（第三種郵便物） 第三種郵便物の承認のあることを表す文字を掲げた定期刊行物を内容とする郵便物で開封とし、郵便約款の定めるところにより差し出されるものは、第三種郵便物とする。
- （中 略）
- 第27条**（第四種郵便物） 次に掲げる郵便物で開封とするものは、第四種郵便物とする。蚕種を内容とする郵便物で会社の承認のもとに密閉したものも、同様とする。
- 一 （略）
 - 二 盲人用点字のみを掲げたものを内容とするもの
 - 三 盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物で、郵便約款の定めるところにより、点字図書館、点字出版施設等盲人の福祉を増進することを目的とする施設（総務省令で定める基準に従い会社が指定するものに限る。）から差し出し、又はこれらの施設にあてて差し出されるもの
- 四・五** （略）

参考資料 4

各社の国際小包配達料金及び配達日数

(単位：円，日)

取扱国・地域	EMS (注1)		DHL		FedEx		UPS (注2)		TNT		OCS		ヤマト運輸 UPS (注3)		佐川急便 (注4)		日本通運	
	料金	日数	料金	日数	料金	日数	料金	日数	料金	日数	料金	日数	料金	日数	料金	日数	料金	日数
	121		220 以上		220		200 以上		200 以上		207		200 以上		220 以上		25	
フランス (パリ)	4,600	2	18,800	1	15,800	2	15,100	2	17,900	2	16,000	2	6,000	4	13,200	2	15,000	2
アメリカ (ニューヨーク)	4,000	2	10,350	1	10,370	1	12,900	1	11,600	1	12,000	2	8,000	3	9,020	1-2	13,000	1-2
香港	3,000 (3,600)	2 (1)	10,000	1	8,800	1	9,000	1	9,900	1	8,800	1	8,800	2	7,150	1	7,500	1-2
中国 (北京)	3,000 (3,400)	2 (1)	10,000	2	8,800	2	10,100	2	9,900	3	9,800	1	-	-	8,470	3	-	-
	30kg まで		無制限		無制限		無制限		無制限		無制限		31.5kg まで		30kg まで		100kg まで (一部国により 32kg)	
	個人, 法人		個人, 法人		個人, 法人		個人, 法人		法人		個人, 法人		個人, 法人		個人, 法人		個人, 法人	

出所：各社プライスリスト（一部日数については，サービスセンター問い合わせ），郵便 2 0 0 5 より作成

2 kg 以内の小包と仮定。配達国により，関税が変わるため，表中の料金は配達に係る料金のみ
の価格である。

EMS，ヤマト運輸以外の事業者は，表中料金に燃料割増金が加算される。

- (注1) EMS については，配達日数とは配達に要する標準日数であり，確約されていない。引受け，運送等に土日祝日が含まれる場合や，航空機の遅延・欠航の場合は，さらに日数がかかる。EMS の香港，中国への配達は，追加料金を払うと（表中の括弧料金は追加料金を含む），翌日配達を保証している。ただし，取扱郵便局が限られている。
- (注2) UPS の配達日数は，引受け，運送等に土日祝日が含まれる場合には，さらに日数がかかる。また，中国へは法人から法人の配達のみサービスである。
- (注3) ヤマト運輸 UPS については，例えば 10 月 1 日にヤマトに集荷をしてもらっても，UPS の方が荷物を預かるのは 1 日遅れの 2 日扱いとなる。
- (注4) 佐川急便については，集荷日は配達日数に含まれていない。また，一部の国，地域は個人への荷物を扱っていない。

郵便事業におけるユニバーサルサービス基金額の試算について
 情報通信分野におけるユニバーサルサービス基金の例の適用

郵便事業において、何らかの形で新規参入を促す場合、ユニバーサルサービスの維持が困難となるおそれがあるという意見がある。このため、ここでは郵便分野において、情報通信分野におけるユニバーサルサービス基金の例に倣った場合(相殺型の収入費用方式及びベンチマーク方式)、いくらの補填額が必要となるのかを試算してみる。

なお、データについては、平成17年3月に日本郵政公社より発表された、「15年度 郵政事業における郵便局別損益(試算)の概要」を用いた。また、本来、4,726の集配局がカバーするエリアごとの郵便事業に要する費用(民营化後であれば、更に小包郵便事業の費用が除かれる)について試算を行う必要があるが、まずは、上述の試算において公開されている郵便局別費用を都道府県別に総括したデータのうち、郵便事業に係る費用を用いて試算を行った。

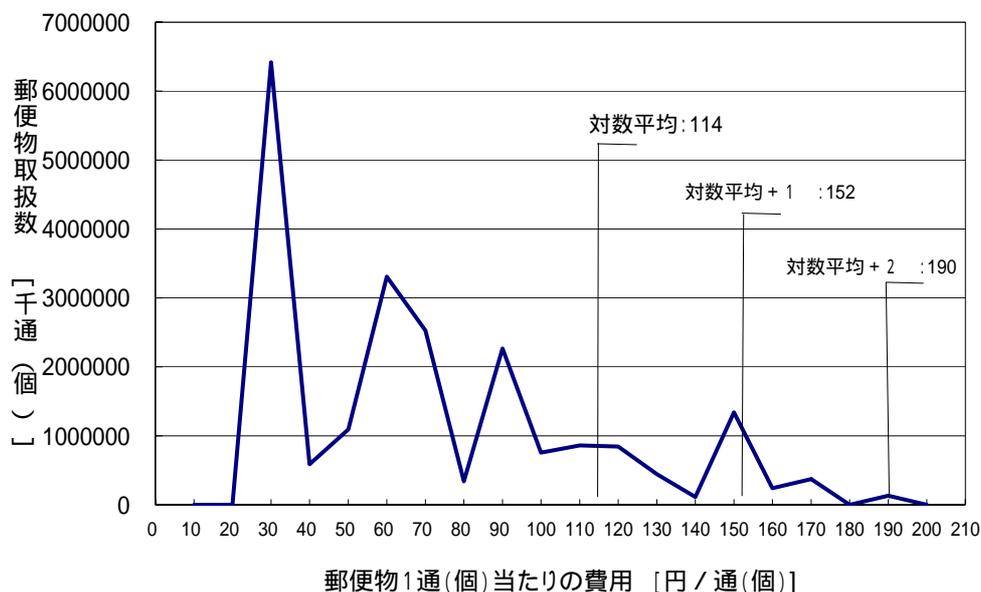
(1) 収入費用方式(相殺型)

収入費用方式(相殺型)の基金の場合、単に、採算地域の黒字分と不採算地域の赤字分を比較して、相殺できない赤字がなお存在する場合に、その赤字分に対して基金を補填することとなる。平成15年度の全体損益方式の数値に基づけば、郵便事業における黒字額3982億円(黒字局1,373局)に対し、赤字額3719億円(赤字局18,874局)となっており、黒字額が赤字額を上回っているため、基金からの補填は必要ない。

(2) ベンチマーク方式

試算方法

収支補償方式の数値に基づく郵便物1通(個)当たりの費用の分布は、以下の図のとおり、低コスト方向には下限を持ちつつ、高コスト方向には広がりのある分布となっており、情報通信分野における費用構造と同じく、対数正規分布に近似している。



このような分布における特異領域としての高コスト地域を求める場合、やはり情報通信分野において用いられたのと同様に、恣意性を排除しやすい標準偏差（以下、「 σ 」という。）を用いることが適当であると考えられる。高コスト地域を特定する基準として σ の整数倍を高コスト側に設定すると、その郵便物1通（個）当たり単価は152円/通（個）（ 1σ ）、190円/通（個）（ 2σ ）、これらの単価以上の回線が郵便物の全取扱数に占める比率は、8.5%（ 1σ ）、0.62%（ 2σ ）となる。

補填額の算定

情報通信分野の算定方法に倣い、基金による補填の対象を、ベンチマークを 2σ とした場合の高コスト地域における「全国平均費用を超える額」とするならば、補填額は161億円と推計される。

なお、平成16年の通常郵便物数が約235億通、平成16年度の信書便の引受物数が約93万通であることを踏まえれば、現状では、その大半を郵政公社自身が負担することとなるが、今後、新規参入が促進されるような規制の見直しがなされれば、メール便の取扱冊数が近年急速に伸びていることも踏まえれば（平成16年度で約17億通）、新規参入者の抛割割合が伸びていくという見通しとなる。

なお、ここでは、都道府県別の費用及び取扱郵便物数を基に、1通当たりの費用をベンチマークとしてユニバーサルサービス基金の抛割額を推計を行ったが、実際に算定を行う場合には、より厳密に算定を行うことが求められる。例えば、郵便局は、普通郵便局、特定郵便局及び簡易郵便局に分けることができ、そのうち、普通郵便局及び特定郵便局については、集配事務を行う集配局と集配事務を行わない無集配局に分けることができる。即ち、実際に集配事務を行うのは、全国4,726局の集配局（平成16年度末）であり、残りの19,952局は、郵便事業に関して、窓口引受や印紙売りさばき業務を行っている。

このように整理して考えると、1通当たりの費用を考える際に、全ての郵便局を同等に考えることは適当ではなく、ある集配局が集配業務を行うエリアを1単位として（即ち、全国4,726エリアに分割）、当該エリアにて引き受けた郵便物に係る1通当たりの費用（エリア内の無集配局や簡易局に係る引受等費用も含む）をベンチマークとして、同様の考え方を適用することが望ましい。

<参考> 情報通信分野におけるユニバーサルサービスの基金額の算定方法について

（1）収入費用方式（相殺型）

情報通信分野では、平成14年度より、ユニバーサルサービス基金制度が導入された。この際に導入されたユニバーサルサービス基金制度は、ユニバーサルサービスの提供に要する費用の額が、その役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に発動されるものとして制度設計された。これは、「地域通信市場における競争の進展に応じて基金を稼働させる」という考えの下、基本料分野における競争がそれほど進展しておらず、当面はNTT東・西の内部相互補助でユニバーサルサービスが維持される状況を念頭に置きながら制度の詳細が設計された。

(2) ベンチマーク方式

前提となる考え方

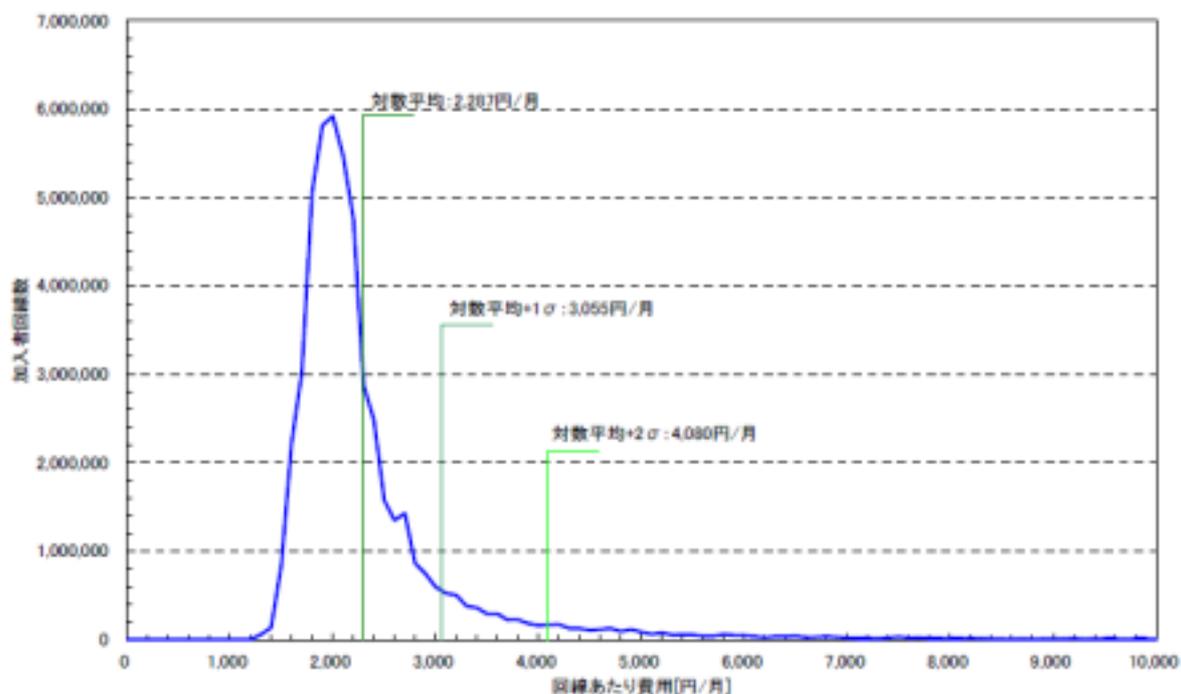
ユニバーサルサービス基金制度創設後、電気通信市場における競争環境が大きく変化した事を受け、総務省では、平成17年度以降のユニバーサルサービス基金制度として、ベンチマーク方式を用いることとしている。ベンチマーク方式とは、当該地域の回線当たり費用が全国平均費用を一定割合（ベンチマーク）を上回る場合に、その費用（の一部）を基金で補填する方式である。

NTT東西の費用構造は、加入密度が一定以下の地域の加入者回線コストが極端に高い、そのような高コスト地域の加入者数はごく限られている、等の特徴を有する。このような費用構造からは、競争事業者は、これら高コスト地域を除いた平均費用が低い地域から参入し、追加的収入が限界費用を上回る限り面的拡大を図るものと考えられる。これを踏まえると、基金が補填すべき対象は、競争事業者は参入しないがあまねく日本全国におけるサービス提供を義務付けられた者は役務を提供する責務が課せられることとなる「高コスト地域における役務提供」に係るコストとして考えることができる。

高コスト地域の特定

回線当たり費用の分布は、以下の図のとおり、低コスト方向には下限を持ちつつ、高コスト方向には広がりのある分布であり、対数正規分布に近似している。このような分布における特異領域としての高コスト地域を求める場合、恣意性を排除しやすい標準偏差（以下、「 σ 」という。）を用いることが適当である。高コスト地域を特定する基準として σ の整数倍を高コスト側に設定すると、その加入者回線単価は3,055円/月・加入（1 σ ）、4,080円/月・加入（2 σ ）、これらの単価以上の回線が全加入者回線に占める比率は、11.4%（1 σ ）、4.9%（2 σ ）となる。

ヒアリングにおいて、日本テレコム株式会社は、「直週電話サービスの提供を予定しない地域の人口カバー率」は6%であると発表したこと、フランスにおける基金の補填対象地域は、全回線の10%となっており、また、米国では、標準偏差の2倍の額以上のコストがかかる地域とされている。このように、少なくとも2 σ 以上の高コストとなる上位4.9%の高コスト加入者回線については、そのコスト故に他の事業者が参入しない地域にあると考えられ、基金の補填が必要と考えられる。



補填額の算定

我が国においては、ユニバーサルサービスの料金水準については、他のサービス料金と異なり、あまねく公平に提供されるべきサービスであることから、均一料金の維持という観点から検討することが適当と考えられてきた。

このため、基金による補填の対象は、高コスト地域における「全国平均費用を超える額」とすることが適当である。

(補填額推計(億円))

平成17年度 110 - 170, 平成18年度 195 - 275, 平成19年 280 - 380

英国における郵便事業への参入障壁への対応 ～英国ポストコム（郵便サービス委員会）の最終決定と意見～

1. 経緯と報告書の位置付け

2001年に自由化された郵便事業への参入障壁について検証し、2005年3月に最終報告として公刊したものが当報告書。

調査経緯としては、2004年1月に市場の現状を纏め、参入障壁を検証した「市場報告書」を公表し、その後、ローランド・ベルガー（コンサル会社）への委託による事業用顧客への調査、ロイヤルメール、郵便事業運営者（競争者）、ポストウォッチ（郵便顧客保護のための団体）を含む関係者へのヒアリング、ロンドン及び地方におけるフォーラムを開催。その後、競争の現状、参入障壁、今後の見通しについて更に詳細に纏めた市場競争評価報告書と市場開放提言書を2004年9月に公表し、同年12月まで関係者との意見調整。

2. 競争者の参入障壁

(1) 規模の経済

市場シェアの他、参入障壁、ロイヤルメールの行動、顧客の意識等を基に判断。

2001年以来9社に免許が与えられ新規参入は拡大したが、2004年度のライセンス市場におけるシェアは0.7%にとどまる。

ロイヤルメールには規模の経済が働き、とりわけ川下の顧客への配達において単位当たりのコストを他社よりも低廉に抑えられることをポストコムは認定。また、配達以外に集配など他の流通活動においても競争を排除しているとした。競争者からは、規制面での一層の当局の介入が必要、あるいはロイヤルメールの活動を集配部門、発送部門、配達部門等に分割すべきとの意見が寄せられた。

現段階で介入や分割は行わないとしたものの、ポストコムは、価格コントロール、コストの透明性、業務範囲の限定（縮減）について措置する予定。

(2) 価格コントロール

ポストコムは、ロイヤルメールが適切なアクセス規約を策定しない場合には、2006年4月より、流通網へのアクセス料を価格コントロール下におくこともあり得るとしている。

(3) コストの透明性

コストの透明性については、ポストコムは一層の会計分離が必要と考えており、ロイヤルメールの中核となる流通事業については、2005年内に分離会計が公表されることとなっている。更に、独立した会計監査を受けさせることも検討している。

(4)業務範囲の限定

業務範囲の限定については、2004年9月の報告書を受けて、アクセスと業務単位の限定についての達成度合いを検証しているところであるが、効率的な競争が進んでいない場合には、一層の範囲限定が必要となる。

(5)付加価値税（VAT）の免税

ポストコムは、付加価値税の免税も競争相手にとって不利に作用しており、ユニバーサルサービスの維持にとり不可欠とはいえないこと、書状郵便市場の50%において競争を歪曲していると政府（税制当局等）に提言している。また、現状の免税を見直す際に、全競争者を同じ条件で競争させること、郵便料金の大幅値上げにつながらないことが必要としている。顧客への調査によると、顧客がロイヤルメールから競争者に切り替えるには、同社よりも20%価格を低くすることが必要であるが、免税により価格面で更に約13%不利になっており、一層価格競争を困難にしているため、政府が免税分を回収できることとした。また、ロイヤルメールの流通網を開放し、それを利用する際に利用料を免税とすることにより、小売料金とアクセス料の差額のみについて付加価値税が課税されることとするについても検討している。

(6)反競争的行為の排除

ロイヤルメールの反競争的行為が法令違反とされた事例が最近2件ある。ロイヤルメールは、通販カタログ郵送市場において、競争者から郵送業務を奪うべく割引を行ったことについて、免許要件第11項（有効な競争を促進すること）違反とされ、ロイヤルメールは法令遵守を強化することとされた（2005年1月決定）。これとは別に、郵便ネットワークの利用に際して、特定の提携業者については、割安なゾーン料金を設定したことに対し、免許要件第7項等（差別的取扱い）違反の苦情申し立てがなされ、現在調査中である（2005年1月～）。

(7)顧客の情報不足、不活発な態度

競争やサービスに対する顧客の不活発な態度を高めることが必要とポストコムは判断している。顧客は、市場の自由化や競争者の存在について余り知識がなく、また、ロイヤルメールのブランドに対する忠誠心が強い。(5)で前述した委託調査(アンケート)によると顧客の41%に対していまだに競争者からの売り込みがなく、ロイヤルメールより10%安い価格を設定してもその競争者に切り替えるという顧客は15%しかない。このため、ポストコムは顧客への啓発に更に取り組むとしている。

3. ロイヤルメールへの優遇措置

ロイヤルメールには、優遇措置（特権）が幾つもあり、それぞれについてロイヤルメールの反論、意見提出者の主張を対比し、競争を減殺しないか、ユニバーサルサービス提供義務に関連し合理性があるか等を総合してポストコムが結論を下すという形で検証されている。

この中には配達物の通関手続、路上での郵便物回収の際の道路交通法規の適用除外等やむを得ないものもあるが、こうした特権が競争歪曲効果を有しないか、個別に検証し、ポストや配送セ

ンター設置のための土地の強制収用権等過去の遺物とみられるものについては撤廃を提言している。また、集配の際の禁制品所持に対する不訴追特権については、競争者にも広げることを検討すべきとしている。ユニバーサルサービス提供義務を理由に認められている優遇措置については、同義務を有しないパーセルフォース（小包部門会社）には最早適用すべきでないとしてポストコムは考えている。

4. リスクの見積もり

(1)ユニバーサルサービスを損なう過度の競争

ロイヤルメールは、自社の全国一律料金が競争者によるクリームスキミングにより、収益を大きく減らしユニバーサルサービスの維持が困難になると懸念しているが、ポストコムはそのようなおそれはないとしている。

ロイヤルメールは、一律料金規制の対象範囲を明確にし、その範囲外での料金設定の自由度を増大させようとしており、ポストコムもこの点に一層注力したいとしている。

また、ロイヤルメールの地方集配網に、4事業者が参入に向けて現在交渉中であり、競争が高まると期待されている。

しかしながら、新規参入が起きていない部門の事業規制に基づく会計報告をみると、概して赤字であり、新規参入を思いとどまらせる要因となっていると思われる。

(2)ロイヤルメールへの過小な競争圧力

ポストコムが最大のリスクと捉えているものは、ロイヤルメールは改善しているとはいえ依然低いサービス水準であり、2006年1月1日からの完全自由化による改善を期待している。定期的な競争評価の結果によっては、顧客の利益のために競争を高めるよう規制による介入を行うこととしている。

(3)競争法による事後規制の補完

免許条件やEU競争法による事後規制のみでは市場支配力の抑止が不十分であることから、ポストコムは価格コントロール等の事前規制の有用性について検討する予定。

(4)ロイヤルメールのサービス水準による参入障壁

ロイヤルメールのサービスの質を高め、かつ参入障壁とならない適切なサービス目標を設定すべく、2004年6月にポストコム、ポストウォッチと共同して調査を行った。

(5)ロイヤルメールの価格による参入障壁

ユニバーサルサービス維持のために料金設定が高額にならないよう、価格コントロールに向けた最初の提案書を2005年5月に公表する。

(6)共同郵送における遅配

完全自由化により、他の事業運営者の集配網に誤って投函されたものの扱いが不備であれば、

配達の遅れにつながるため、当面はロイヤルメールのフリーポストサービス（本来は送信者が相手の返信分も負担するサービス）により送信者に返送することが検討されている。

5. その他

附則として競争者の意見の要約，反競争的行為に対するポストコム考え方が掲載されている。

各事業分野の会計区分に係る主な規定

電気通信	電気	ガス
<p>電気通信事業会計規則</p> <p>第十六条 電気通信事業と電気通信事業以外の事業とに関連する収益及び費用は、別表第一に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの事業に配賦しなければならない。</p> <p>2 二以上の種類(別表第二様式第15の表から様式第17の表までの役務の種類をいう。)の電気通信役務に関連する収益及び費用は、別表第二に掲げる基準によるほか、適正な基準によりそれぞれの役務に配賦しなければならない。</p> <p>3 前二項の場合において、当該基準によつて配賦することが著しく困難なときは、その全部を主たる関連を有する事業又は役務に整理することができる。</p> <p>別表第二に記載される配賦基準(抄)</p> <p>(1) 営業費用 営業費 窓口 契約申込等件数比 料金 料金請求件数比 販売 販売件数比 その他 加入数比、取扱量比、(度数比又は通数比をいう。以下この様式において同じ。)又は回線数比 運用費 加入数比又は取扱量比 施設保全費 関連する固定資産価額(取得原価をいう。共通費、管理費、試験研究費及び研究費償却について同じ。)比 共通費 関連する固定資産価額比又は営業、運用及び施設保全部門の人件費比若しくは支出額比 管理費 関連する固定資産価額比又は営業、運用、施設保全及び共通部門の人件費比若しくは支出額比</p> <p>(以下、略)</p> <p>(2) 固定資産 市内線路及び機械設備 市内回線数比又は取扱量比</p> <p>(以下、略)</p> <p>第三十三条(略)</p> <p>2 前項の規定により指定された電気通信設備(以下「第一種指定電気通信設備」という。)を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、<u>当該第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額(以下この条において「接続料」という。)</u>及び他の電気通信事業者の電気通信設備との接続箇所における技術的条件、電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別の他の接続の条件(以下「接続条件」という。)について接続約款を定め、総務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 総務大臣は、第二項(第十六項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項、第六項、第九項、第十項及び第十四項において同じ。)の認可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、第二項の認可をしなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていること。</p> <p>イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件</p> <p>ロ 総務省令で定める機能ごとの接続料</p> <p>(以下、略)</p> <p>第一種指定電気通信設備接続会計規則</p> <p>第二条(略)</p> <p>2 この省令の規定の解釈については、次の定義に従うものとする。</p> <p>一 「第一種指定設備管理部門」とは、第一種指定電気通信設備及びその管理運営(開発、計画、設置、運用、保守、撤去及びその他の活動並びにこれらに付随する活動をいう。以下同じ。)に必要な資産及び費用並びに当該設備との接続及び当該設備の提供に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。</p> <p>二 「第一種指定設備利用部門」とは、電気通信役務の販売その他の電気通信事業に属する活動(第一種指定電気通信設備及びその管理運営を除く。)に必要な資産及び費用並びに当該活動に関連する収益を整理するために設定される会計単位をいう。</p> <p>第五条 事業者は、電気通信事業に関連する資産並びに費用及び収益を、<u>第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門とに適正に区分して整理しなければならない。</u></p> <p>2 前項の場合において、第一種指定電気通信設備の利用に関する第一種指定設備管理部門と第一種指定設備利用部門との取引は、法第三十三条第九項に規定する認可接続約款等に記載された当該取引に適用することが相当と認められる接続料の振替によって整理しなければならない。ただし、当該接続料が認可接続約款等に定められていないときは、接続料規則(平成十二年郵政省令第六十四号)の規定を準用して算定した金額の振替によって整理しなければならない。</p> <p>第一種指定電気通信設備接続会計規則の取扱い等について</p> <p>3 資産並びに費用及び収益の整理の手順</p> <p>規則第4条第2号及び第7条から第9条までの規定に基づく資産並びに費用及び収益の整理の手順は、次の各号による。</p> <p>(1)~(10)(略)</p>	<p>一般電気事業供給的款料金算定規則</p> <p>第六条 事業者(沖縄電力株式会社を除く。以下この款(第六条第四項第一号及び第九条第一項第五号を除く。))において同じ。)は、第三条第一項に定める営業費項目、第四条第一項に定める電気事業報酬及び前条第一項に定める控除収益項目(以下「期間原価等項目」という。)のうち、<中略>として前節の規定により算定された額の原価算定期間における合計額を、基礎原価等項目ごとに、次の各号に掲げる部門に、発生した主な原因を勘案して、配分することにより整理しなければならない。ただし、<中略>。</p> <p>一 水力発電費 二 火力発電費(火力発電費及び内燃力発電費をいう。以下同じ。) 三 原子力発電費 四 送電費 五 変電費 六 配電費 七 販売費 八 一般管理費等(一般管理費、研究費及び開発費の償却、新株発行費等償却、社債発行費償却、法人税等並びに電気事業報酬をいう。以下同じ。)</p> <p>2 事業者は、前項の規定により整理された基礎原価等項目のうちの同項第八号に整理された基礎原価等項目を、それぞれ、別表第二第一表及び第二表に掲げる基準により、同項第一号から第七号までの部門に配分することにより整理しなければならない。ただし、<中略>。</p> <p>3~7(略)</p> <p>別表第二第一表</p> <p>1. 一般管理費等へ整理された基礎原価等項目ごとの額の7部門(水力発電費、火力発電費、原子力発電費、送電費、変電費、配電費及び販売費)への整理の基準</p> <p>(1) 基礎原価等項目ごとの額のうち発生した主な原因に応じて配分可能な額を、基礎原価等項目ごとに、各7部門に直接整理(以下「直課」という。)すること。</p> <p>(2) (1)の整理により難い基礎原価等項目ごとの額を、第2表に定める活動帰属基準(代表的な物量若しくは金額の比率をいう。以下同じ。)又は配賦基準(他の基礎原価等項目において整理済みの物量若しくは金額の比率をいう。以下この表において同じ。)を用いて整理すること。</p> <p>2. (略)</p> <p>別表第二第一表(抄)</p> <p>一般管理費等 役員給与 直課された各部門人員数比 修繕費 各部門業務用建物床面積比</p>	<p>一般ガス事業供給的款料金算定規則</p> <p>第八条 事業者は、総原価として、第二号から前条までの規定により算定した営業費、営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額を、第三項及び第四項に掲げる方法により次の各号に分類し、総原価の額とともに、様式第五第一表(第四条第二項又は第二十二条の規定により営業費を算定した者にあつては、様式第五第三表、次項において同じ。)に整理しなければならない。</p> <p>一 製造費 二 供給販売費 三 一般管理費 四 その他費</p> <p>2 (略)</p> <p>3 営業費の額は、営業費の項目ごとに発生した主な原因に基づき、第一項第一号から第三号まで(簡易整理者(前項の規定により総原価を整理する者をいう。以下同じ。))が分類する場合にあつては、前項第一号及び第二号)に分類しなければならない。</p> <p>4 営業費以外の項目、事業報酬及び控除項目の額は、第一項第四号(簡易整理者が分類する場合にあつては、第二項第三号)に分類しなければならない。</p> <p>第九条 事業者は、総原価を前条第一項各号(簡易整理者にあつては、前条第二項各号)に掲げる項目ごとに、別表第二に掲げる方法及び別表第三に掲げる配分基準に基づき、機能別原価として、別表第四の項目に配分し、様式第五第二表に整理しなければならない。</p> <p>第十条 事業者は、機能別原価を別表第四に掲げる項目ごとに、別表第五に掲げる配分基準に基づき、当該配分基準の算定の諸元のうち次の各号に掲げる項目のそれぞれについて求めたものとその合計値との比として算出した配分比を用いて、部門別原価として、次の各号に掲げる項目に配分し、様式第五第四表に整理しなければならない。</p> <p>一 小口部門原価 二 大口・卸供給部門原価 三 託送供給部門原価</p> <p>2 託送供給部門原価に属する機能別原価の項目は、別表第四に掲げるもののうち、LNG気化圧送原価、その他工場原価(導管の圧力制御に関する費用に限る。)、高压導管原価、中圧導管原価、供給管原価、メーター原価、検針原価、集金原価及び託送供給特定原価とする。</p> <p>別表第二 製造費の機能別原価への配分方法</p> <p>(1) 大口・卸供給部門、小口部門、託送供給部門に特定できるものを抽出しそれぞれに直課する。(以下略)</p> <p>別表第三第一表(抄) 原料費 従量原価に直課 給料 人員比</p>

宅配便事業者からのヒアリング要旨 ネットワークの開放について

事業者名	意見
A 社	<p>郵政公社の配達網は、国（国民）が長い歴史をかけて築き上げたもので、事業者といえども利用できるようにすべきであると考え。郵政公社を含む複数の事業者が同じ配達先に1日2回、3回と行くことも、労働力不足が懸念される中、望ましいことではない。最高レベルのユニバーサルサービスが義務付けられ、また転居先などの個人情報量やノウハウで優位に立つ郵政公社の「ラストワンマイル」（配達網）を開放することは、利用者の利便にも資することになるものと考え。引受は自ら行い、配達先地域までは自社で輸送、配達に郵政公社が行うことで、参入が容易になる。</p> <p>（郵政公社のネットワークに接続する場合は）一般の利用者（郵便料金）よりも事業者の接続料の方が安く設定されることが期待される。ただし、民間事業者が行う他の商品（例：メール便）への影響も考えられることから、料金が低廉であればあるほど良い、とは言い切れない。</p> <p>ネットワークの開放は、配達部分等に限定すべきである。一定部分を自社で行うことを義務付けなければ、自ら全く輸送のインフラを持たない者が、郵政公社のインフラを使って利益をあげるということになり、バランスを欠く。</p>
B 社	<p>荷物を取りに行くノウハウは公社よりも民間宅配事業者の方が秀でている。しかし、配達は公社が歴史をかけて築いた既存のネットワークがあり民間よりも秀でているため、公社の配達網を利用し、公社に配達してもらうのが望ましい。新規事業者の参入により競争原理からユニバーサルサービスが劣化する事も懸念される。（公社は転居情報を持っているので、配達が確実になされる）。</p> <p>ネットワークの開放では、大量の郵便物をまとめて引受局に持ち込むだけでなく、さらに、安価に郵便ネットワークを利用するため、例えば、九州の配達局まで当社のインフラで荷物を運び、配達は公社に任せることも考えられる。インフラが開放された後、当社と公社の共同輸送や、双方のデメリットを補える輸送体制の共有など民間業者と公社のインフラの使い分けによってコストメリットが考えられるのであれば一つの有効な手段と考える。</p>
C 社	<p>（ネットワークの開放と利用が義務付けられた場合について）</p> <p>どんな市場でも、1社が独占する市場は利用者の利便性向上にはつながらない。民間全ての事業者が、集荷のみ自社で行い、その後の輸配送は公社に任せることが義務付けられたとすると、末端の配達網は公社が独占することになり、競争者がいないということになり、コスト面でもサービス向上という面でも国民のためにならないと思う。</p>

EUにおける会計分離ルール

1 共同体郵便サービスの発展及びサービス品質の改善のための共通ルールに関する欧州議会及び

理事会の郵便指令「Directive 97/67/EC of the European Parliament and of the Council of 15 December 1997 on common rules for the internal market of Community postal services and the improvement of quality of service.」

【前文】

- (28) 様々なサービスの実際のコストに透明性を導入するため、また、留保分野から非留保分野への内部相互補助が、非留保分野における競争条件に不利な影響を与えることがないということを保障するため、種々の留保サービスと非留保サービスの会計分離は必要である。
- (29) (前略)ユニバーサルサービス提供者は、適当な時間制限内で、原価算定システムを実施しなければならない。この方法は独立して実証されることができ、この方法によって、コストを透明な手続によりできる限り正確に割り当てることができるものとする。

【第14条】

第1項 加盟国は、この指令の施行後2年以内に、ユニバーサル・サービス提供者の会計が本条の規定に従い処理されるために必要な措置を講じなければならない。

第2項 ユニバーサル・サービス提供者は、その内部会計において、少なくとも一方で留保分野の留保サービスごとに、他方で非留保サービスに、会計分離しなければならない。非留保サービスの会計は、ユニバーサル・サービス部分とそうでない部分に明確に区分しなければならない。当該内部会計システムは、首尾一貫して適用され、客観的に正当認められる原価測定原則に則って運用しなければならない。

第3項 第2項で言及されている会計システムは、第4項に反することなく、以下の方法によって、リザーブ分野のサービスと非リザーブ分野のサービスとにそれぞれ費用を配賦する。

- (a) 特定のサービスと直課できる(直接割り当てられる)費用については、そのように割り当てるとする。
- (b) 特定のサービスと直課できない共通費用については、以下のように割り当てるとする。
- (1) 可能であるならば、共通費用は費用そのものを直接に分解したものを基に割り当てるとする。
- (2) 直接分解することが不可能であれば、直接割当てや配賦が可能である他の費用部門や費用部門群に間接連関させたものを基に割り当てるとする。
- (3) 直接にあっても間接に合っても費用配賦の方法が見出せない場合は、一方ではリザーブ分野のサービスごとに、他方では非リザーブ分野のサービスごとに、直接ないし間接に割り当てもしくは配賦されたすべての費用の比を算出し、その比を基に配賦するものとする。

第4項 他の費用会計システムは、第2項に即するものであり、かつ、政府によって認められた場合に限り適用し得る。委員会はそれらの適用前に報告を受けるものとする。

第5項 政府は、第3項、4項において記述される費用会計システムで、それはユニバーサルサービス提供者とは独立した法的な機関によって管轄されたものの一つに則り、講じるものとする。

第6項 政府は、ユニバーサルサービス提供者によってなされる費用会計システムの情報を、十分詳細に把握するものとし、委員会の要求があれば、その情報を提供するものとする。

第7項 要求により、これらのシステムから生ずる詳細な会計情報は、政府と委員会において機密に扱われるものとする。

第8項 加盟国が第7条の下でリザーブ可能なサービスにつきリザーブせず、第9条4項で認められているユニバーサルサービス提供のための補償基金を設立しない場合で、かつ、政府が当該国の指定されたユニバーサルサービス提供者が国からの隠れた又はそうでない補助金を受け取らないことにつき満足する場合は、政府は本条第2項、3項、4項、5項、6項、7項の規定を適用しないことを決定することができる。

2 ドイツ郵便法10条 構造分離と分離会計

第1項 郵便サービス市場以外で支配的地位を有する事業者は、基本的な意思決定権限が与えられた法的に独立した事業者を通じて、郵便サービスを提供しなければならない。

第2項 郵便サービス市場において支配的地位を有する事業者は、固有の会計区分を設けることにより、ライセンス分野の郵便サービス相互間の財務関係に関する立証可能性を保証しなければならない。同様に、ライセンス分野の郵便サービスと非ライセンス分野の郵便サービスの間の財務関係にも適用される。規制当局は、郵便サービスに関する内部会計を発展させることができる。

3 構成国と公企業の財源関係の透明性を要請する指令（「構成国と公企業の財源関係の透明性に関

する指令」）（2000年7月26日改正）

（内容）

EC条約86条2項に基づき、公企業がその公の任務を超えて、純粋に商業的な活動を展開することがないように、公企業に対してその任務の範囲内の活動と商業的な活動の会計を分離することを義務づけるもの。

（参考）EC条約86条第2項 一般の経済的利益のための事業運営にあたる企業または財政的独占の性格を有する企業は、特別に規程される場合を除き、この条約に定める規則、特に競争に関する規則に従わなければならない。取引の発展が、共同体の利益に反する程度に影響されてはならない。）

中部読売新聞社事件

事案の概要

本件は、株式会社中部読売新聞社（以下、中部読売と言う。）が株式会社読売新聞社（以下、読売と言う。）と業務提携契約を締結し、昭和50年3月25日から、東海3県（愛知、三重、岐阜）を販売地域として月ぎめ購読料金500円で「中部読売新聞」を発刊したことが、不当廉売に該当し、独占禁止法19条の規定に違反するとして問擬された事件である。

中部読売は読売と業務提携関係にあり、紙面の制作は、紙面の主要部分は読売からファクシミリ送信されたものをそのまま使用し、一部の文化欄及び娯楽欄については組替えて合成し、スポーツ欄は漢字テレタイプ送信されたものから製作するとの方式により、中部読売が独自に編集・製作するのは各県版等のごく一部に過ぎなかった。このような、業務提携による強力な援助を基礎として、中部読売新聞の購読料金である500円は、発行部数を50万部とし、損益計算上損益を0円として計算されたものである。

なお、東海3県における既存競争紙の月ぎめ購読料金は、全国紙で朝夕セット版が1700円、統合版が1300円、地方紙で朝刊が1000円から1200円となっていた。

本件について、公正取引委員会は、これが実施されれば、東海3県における新聞販売事業の公正な競争秩序が侵害され、回復しがたい状況に陥るとして、中部読売新聞の発刊日である昭和50年3月25日に、東京高等裁判所に緊急停止命令の申立てを行い、同裁判所は同年4月30日に、公正取引委員会の申立てを認容し、中部読売に対し、公正取引委員会の審決があるまで、中部読売新聞16頁建朝刊を、1か月1部当たり812円を下回る価格で販売してはならないとの決定をした。これに対し、中部読売側は、購読料金を812円に引上げる一方、この決定を不服として最高裁判所へ特別抗告をしたが、広告理由の実質は事実認定の非難又は法令違反の主張にすぎず不適法であるとして、昭和50年7月17日に却下した。

これらの手続と並行して、公正取引委員会は勧告をせず、昭和50年9月9日審判開始決定を行い、以後審判官により審判手続きが進められたが、昭和52年11月14日、中部読売が同意審決の申出を行い、同月24日に同意審決を行った。

争点

不当廉売を判断する場合の原価算定の基準について。

公正取引委員会の主張

中部読売新聞の購読料金500円の根拠となった原価は、その大部分が同人の企業努力によるものではなく、同人が読売との業務提携により同社から強大な援助を得ているという特殊な事情に起因して算出されたものである。

不当廉売を判断する場合の原価は、特殊事情のない一般の独立の事業者が自らの責任においてその事業を維持するため経済上通常計上すべき費目を基準として算定されるべきであり、この点を考慮した上で、仮に中部読売が目途としていた発行部数50万部を前提として損益計算書の各費目を検討すると、月ぎめ1部当たり500円の購読料金では、320円（緊急停止命令請求時

は312円としていた)を下らない損失を生じる。

具体的に例をあげると、特に、編集費のうち、読売への支払額については、中部読売は、読売に対し、読売の編集局費から人件費、交通費を除く額に、読売新聞発行部数(朝夕刊合計660万部)に対する中部読売新聞発行部数(50万部)の割合7%の2分の1(すなわち3.5%)相当額を支払うこととしていた(679万円)。これは、読売が編集に要する人件費、交通費は、中部読売の独自の活動としては大部分が不必要であるとの主張している。しかし、読売への支払額は、読売の人件費等を含む編集局費を基準としてこれに前記発行部数割合7%を乗じた額(5626万円)とするのが相当である。

また、東海3県において、既に発行されている他の新聞の購読料金は、中日新聞は、朝夕刊セット版(週200頁建)1700円、同統合版(週140頁建)1300円、朝日新聞は、朝夕刊セット版(週174頁建)1700円、毎日新聞は、朝夕刊セット版(週188頁建)1700円、岐阜日日新聞は、朝夕刊セット版(週148頁建)1600円、朝刊(週112頁建)1200円、伊勢新聞は、朝刊(週56頁建)1000円等であり、中部読売が中部読売新聞500円を持って臨むときは、競争上極めて有利であり、実際に、中部読売が発行した昭和50年4月の実販売部数は、18万2914部であった。

中部読売の主張

購読料金500円は、単に損益計算書を基に算出した事実はなく、読売との業務提携契約には、「強大な援助」は介在していない。

東海3県における既存各紙の実質購読料金は算定不能である。

決定

中部読売は公取委の審決が出るまで、中部読売新聞16頁建朝刊を1か月1部当たり812円を下回る価格で販売してはならない。

(1) 不当廉売について

不当廉価とは、単に市場価格を下回るというのではなく、その原価を下回る価格をいうと解す。

そして、その原価とは、原価を形成する要因が、企業努力によるものでなく、当該事業者の場合にのみ妥当する特殊な事情によるものであるときは、これを考慮の外におき、そのような事情のない一般の独立の事業者が自らの責任において、その規模の企業を維持するための経済上通常計上すべき費目を基準として算定されるべき原価でなければならない。この見地により、原価を構成する各費目について検討すると、広告収入、製作経費(編集費、工務費、広告費)、販売費について、業務提携関係に係る分を調整し、減価償却費を計上すると、その結果利益を0としたときの原価は少なくとも1部当たり812円になる。

(2) 公正競争阻害性について

東海3県における各競争紙の購読料金と比べ、中部読売が500円の購読料金で臨むことは、競争上明らかに有利である。およそ、新聞を発行して顧客を獲得し販路を開拓するには、新聞の公共性に鑑み、掲載記事等の程度内容により評価される新聞の価値にしたがい、読者の自由な選択に任せる方法により公正に競争すべきであり、これを特殊な事業に

基づいて通常の場合の原価を下回る原価をもって競争することは公正な競争を阻害するものである。

審決

中部読売は、今後、中部読売新聞を1か月1部当たり1000円を下回る価格で販売してはならない。

EC条約（抜粋）

第 8 2 条（市場支配的地位の濫用の禁止）（旧 8 6 条）

共同市場又はその有意の一定部分における支配的地位を濫用する一以上の事業者の行為は、それにより加盟国間の取引が影響を受ける限りにおいて、共同市場と両立しないものとし、禁止する。この不当な行為は、特に次の場合に成立するおそれがある。

- a 不公正な購入価格又は販売価格又はその他の不公正な取引条件を直接又は間接に課すこと。
- b 消費者の不利になる生産、販売又は技術開発の制限
- c 取引の相手方に対し、同等の取引に対して異なる条件を適用して、その相手方を競争上不利な立場に置くこと。
- d 契約の性質上、又は商慣習上、契約の対象と関連のない追加義務を相手方が受諾することを契約締結の条件とすること。

第 8 6 条（公企業に対する規制）（旧 9 0 条）

- 1 加盟国は、公企業及び特別の権利又は独占的権利を認めている企業に関して、この条約に定める規定、特に第 6 条（国籍による差別の禁止）及び第 8 1 条から第 8 9 条までに定める規定に反するいかなる措置も設定し又は維持してはならない。
- 2 公益事業を委託運営する事業者又は財政上の独占的収入源の性格を有する事業者は、この条約に定める規定、特に競争に関する規定の適用が当該事業者に委任されている特定の任務の遂行を法律上又は事実上妨げない限りにおいて、これらの規定に従わなければならない。取引の展開が共同体の利益に反する程度に影響を及ぼすことは許されない。
- 3 委員会は、本条の規定の適用を確保し、必要な場合には加盟国に対し適当な指令又は決定を発するものとする。

第 8 7 条（競争を歪曲する補助の禁止）（旧 9 2 条）

- 1 この条約に別段の定めがない限り、特定の企業又は特定の商品の生産を優遇することにより競争を歪曲し又は歪曲するおそれがあるいかなる加盟国又は加盟国の資源によって許可された補助も、加盟国間の取引に影響がある限りにおいて、共同市場と両立しないものとする。
- 2 次のものは、共同体市場に適合するものとする：
 - (a) 社会的性格を有し、個々の消費者に対して交付される補助で、関係する商品の原産地に関してなんらの差別なく交付されるもの
 - (b) 自然災害又は不測の事態によって被った損害を改善するための補助
 - (c) ドイツ分割によって影響を受けたドイツ連邦共和国の一定地域の経済に交付される補助で、

分割による経済的不利益を補償するために必要なもの

3 次のものは、共同体市場に適合するとみなされる可能性がある：

- (a) 生活水準が異常に低い地域又は深刻な不完全就業のある地域の経済発展を促進する補助
- (b) 欧州共通の利益の重要なプロジェクトの遂行を促進する又は加盟国経済の深刻な混乱を救済するための補助
- (c) 一定の経済活動又は一定の経済地域の発展を促進する補助で、共同体利益に反する程度に通商の条件にマイナスの影響を与えるものでないもの。(但書き省略)
- (d) 共同体利益に反する程度に共同体内の通商の条件及び競争に影響を与えるものでない、文化ないし遺産保護を促進する補助
- (e) その他の補助で欧州委員会の提案により欧州理事会で賛成多数の決定で特定されたもの

第 8 8 条 (既存の補助制度の取扱い)(旧 9 3 条)

- 1 委員会は、加盟国と協力して、当該加盟国に現存する補助制度を継続的に見直すものとする。委員会は、共同体市場の漸進的発展又は機能化により必要とされる適当な措置を加盟国に提案するものとする。
- 2 仮に、関係者がコメントを提出するよう関係者に通知した後、欧州委員会が加盟国によって又は加盟国の資力を通じて交付された補助が第 9 2 条に照らして共同体市場に適合しないと認める場合、又はそのような補助が誤って使用されたことを認めた場合、欧州委員会は関係加盟国が欧州委員会が定める期間内にその補助を撤回し又は変更すべきことを決定するものとする。

仮にその関係加盟国が銘記された期間内にこの決定に従わない場合、欧州委員会又は他の利害関係のある加盟国は、第 1 6 9 条及び第 1 7 0 条の規定にかかわらず、司法裁判所に直接提訴することができる。

仮にそのような決定が例外的な状況によって正当化される場合は、第 9 2 条の規定又は第 9 4 条に規定された規則にかかわらず、加盟国の申請に際し、欧州理事会は、満場一致で、当該加盟国が交付している又は交付することとしている補助が共同体市場と適合すると考えられるものと決定することができる。仮に、問題の補助について、欧州委員会が既にこの項の最初の段落に規定する手続きを開始していた場合、当該加盟国が欧州理事会に申請を行っているという事実は欧州理事会が態度を明らかにするまで当該手続きを保留する効果を有するものとする。

ただし、欧州理事会が 3 か月以内にその態度を明らかにしなかった場合、欧州委員会は当該事件について決定を下すものとする。

- 3 欧州委員会は、コメントを提出できるようにする十分な時間的余裕をもって、補助を交付又は変更する全ての計画を知らされるものとする。欧州委員会がその計画が第 9 2 条に照ら

して共同体市場に適合しないと考える場合、欧州委員会は遅滞なく第2項に規定する手続きを開始するものとする。関係加盟国はこの手続きが最終決定に至るまで計画した措置を執行しないものとする。

ドイツポスト事件について

1. 経緯

苦情の申立て

1994年、UPSは、EC委員会に対し、苦情の申立てを行った。その内容は、ドイツポストが、独占する手紙の市場で稼いだ収入をもとに小包収集・配達市場でコスト割れ販売をしており、そのような行為はEC条約（82条，86条，87条，88条）に違反するというものであった。

UPSによるEC委員会の不作為申立て訴訟

この申立てを受け、EC委員会は、82条に関する調査を開始したものの、難しい分析であるため時間を要した。UPSは、1997年、申立てについて立場を正式に表明するようEC委員会に要請するが、EC委員会は、更に88条に関する調査を開始することを通知した。そのため、UPSは、EC委員会が、82条に関し、申立てに対する正式な決定をしなかったとして、EC裁判所に提訴した。EC裁判所は、1999年、UPSの申立てに対し、EC委員会が正式な決定を採択しなかったことが不作為であると認定した。これを受け、2001年に、EC委員会決定がなされた。

2. 事実の概要

ステークホルダ

UPSは、特にB2B宅配サービスの面で、ドイツポストの主な競争事業者のひとつである。一方、ドイツポストは、法定独占領域（200グラム未満の書状の送達事業（当時））を持ち、当該分野でのユニバーサルサービス義務を負う。

UPSの主張

UPSは、ドイツポストが行う小包事業（競争分野）について、その事業に要するコストを下回る価格で販売するため、独占事業である信書の送達事業から得られる利益を用いており、法定独占領域からの内部相互補助がない限り、ドイツポストはこのような販売戦略をとることはできないと主張した。UPSは、コスト割れ販売の禁止、法定独占領域と小包事業（競争分野）の構造分離を求めた。

通販小包サービス

EC委員会決定は、小包事業のうち、最も重要な事業である通販小包サービスに対するリベートと価格に着目した。

内部相互補助の概念

経済学的な観点からは、内部相互補助は、サービスの売上が、要する増分費用を上回っていない、その他のサービス、又は、それらの任意の組み合わせた場合のスタンドアローンコストが、それらのサービスの売上を下回る場合に生じるとされる。ここでの増分費用は、通販小包サービスに要する増分費用であり、その認定に当たっては、共通固定費用とは区別して考えなければならない。

共通固定費用を計算するに当たっては、法律で定められたサービスを維持するために十分な容量が求められることを考慮に入れる必要がある。法定独占領域から通販小包サービスへの内部補助を避けるためには、ドイツポストは、少なくとも、通販小包サービスの増分費用、又は、通販小包サービスに帰属する費用を上回る売上を必要とする。

・通販小包サービス特有の費用の見積もり

ドイツポストは、現在、33の輸送センターと476の配達拠点を通じて、通販小包サービスを提供しており、他の小包サービスと同じインフラを利用している。通販小包サービスの増分費用は、以下のように共通固定費用と区別された。その結果、1990年から1995年の間、通販小包1つ当たりの平均増分費用が、通販小包1つ当たりの売上を上回っていることが判明した。

集荷

ドイツポストが直接顧客の店舗から集荷し配送センターへ輸送することから、通販小包サービスが消滅した場合、集荷費用は全面的に削減されるので、すべて通販小包サービスより生じる増分費用となる。

分類

33の輸送センターと476の配達拠点を設立する資本コストは、特定のサービスへ帰属しない費用である。これらのコストは、法律で定められたサービス水準の維持が義務付けられる限り発生するコストである。

一方、人件費や設備費は、完全に、直接的な取扱量に依存するため、これらの費用は、取扱量比率で、通販小包サービスの増分費用となる。

()資本コストとは、分類を行うインフラの設置及び維持コストをいう(Tilmanの解説より)。

長距離輸送

長距離輸送は、33の輸送センター間の輸送をいう。これらのサービスは、たとえ取扱量が減ったとしても、法律で定められたサービス水準を維持するため、継続することが必要とされるサービスである。このため、人件費、設備費、資本コストといった費用は、特定のサービスに帰属せず、(増分費用には含まれない)。

地域内輸送

地域内輸送は、33の輸送センターと476の配達拠点の間の輸送をいう。これらのサービスについて、取扱量が下がることによって、いくつかの配達拠点を統合することが可能となる。このため、もし、通販小包サービスが消滅した場合、取扱比から、通販小包サービスの費用は、およそ半分となり、(その削減分が増分費用となる)。

() 例えば、輸送センター・配達拠点間の巡回輸送が年間500,000便あり、通販小包サービスが消滅した場合に、476の配達拠点のうち、400を削減できる場合、不要となる便数は、

$$500,000 \times 400 \div 476 = 420,000 \text{ 便}$$

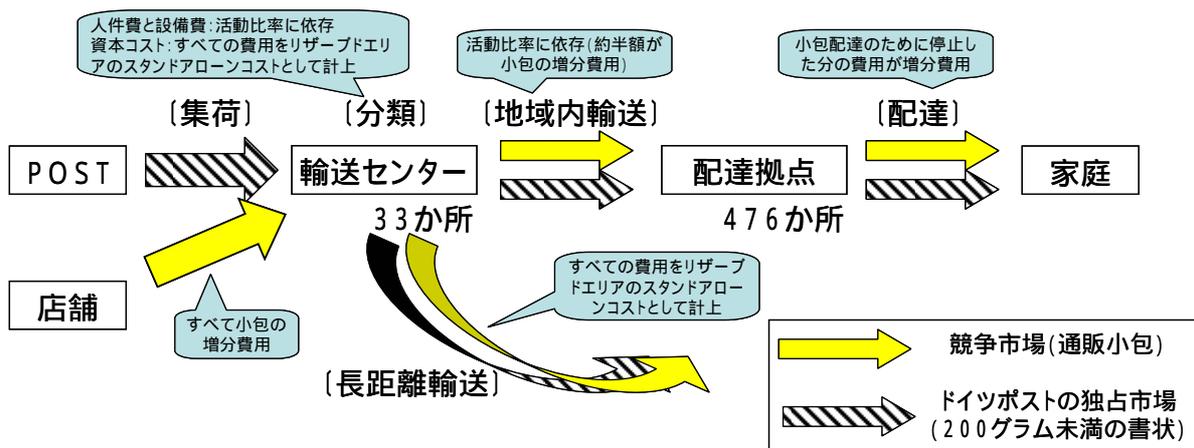
となる。この数に、1便当たりのコストを乗じることにより、増分費用を求めることができる(Tilmanの解説より)。

配達

配達は、476の配達拠点からの輸送と配達そのものから成り、その作業量はちょうど二分される。このうち、輸送部分については、特定のサービスに帰属することはできないが、配達については、特定のサービスに帰属できる。通販小包サービスのように、通常1回の車両停止において一つの小包を配達される場合には、通販小包サービスが消滅すると仮定すると、配達が行われない場合、配達費用は削減されることになり、(それらが通販小包サービスによって生じる増分費用となる)。

() 物量が増加しても、一度の配達のための巡回で運べる小包の数は、変化しないと考えられる。このため、通販小包サービスが消滅した場合、物量が削減され、その分、配達巡回を統合することが可能となる(Tilmanの解説より)。

< ドイツポストにおける郵便の作業工程 >



・法定独占領域と小包サービスの間の会計の透明性

EC委員会は、法定独占領域の会計と競争分野の会計の透明性を確実にしなければ、各分野ごとの競争を確保できないと考え、競争分野の切り離しでしか、透明性を確保することはできないとし、ドイツポストは、これを受け入れた。

リベートの同意

小包やカタログの委託を郵便局の窓口で行わない通販事業者は、特別な割引サービスを受けることができた。しかしながら、その特別価格は、全ての通販小包をドイツポストに委託するという誓約を条件としたサービスだった。このような契約は、1974年の契約をはじめ、複数に存在した。

これらに対し、EC委員会は、2004年8月に異議告知書(Statement of Objections)をドイツポストに対して送付した。ドイツポストは、これを受け、直ちに、指摘されたリベート契約のすべてを解消したことを発表した。

3. 審査概要

EC条約82条の適用と市場の確定

ドイツポストは、郵便サービス分野において、報酬を得てサービスを提供している事業者であり、それ故、EC条約82条の対象事業者となる。また、上述のように市場はドイツ国内における通販小包サービス市場として確定する。

市場支配的地位の確定

ドイツポストは、ドイツ国内にくまなく、書状配達を行う上での特別な条件(法的要件)を満たし、小包やカタログを配達する唯一の事業者である。UPSもその他のB2Bサービスを提供する競争者も、通販小包サービス市場において、わずかなシェアしか獲得できていない一方、ドイツポストは、当該市場で85%以上のシェアを有する市場支配的事業者(市場シェア50%超が要件)である。

市場支配的地位の濫用

・忠誠リベート

EU司法裁判所は、忠誠リベートと大量買い割引の違いについて、大量買い割引は、生産者からの購入量にのみ依存する割引であり、忠誠リベートは、特に、その量に依存するのではなく、顧客に大量買いを要件することそのものに依存し、需要を満たす際の排他性に対する報酬として支払われるものであると示した。

ドイツポストが締結していた契約は、例えば、1974年の契約は、すべての不定形小包をドイツポストに委託することを強制するものであり、まさに上記のような契約内容であったとされた。

・略奪的価格設定

略奪的価格設定の判例としては、可変費用を基準としたAKZO事件がある。どのコストが生産量に応じて変わるかを決定する際には、共通固定費と特定のサービスに帰着されるコストとを分割しなければならない。公的なユニバーサルサービス義務が存在する場合、特定のサービスを提供するための増分費用のみが、生産量に応じて変化する。

この考え方に基づくと、1990年から1995年の間、ドイツポストの通販小包サービスからの売上は、増分費用を下回っていた。このような価格設定は、ドイツポストになんの経済的なメリットももたらさず、また、価格を上げる機会があったにもかかわらず、その価格を設定し続け、競争者の活動を制限した。

・競争上の影響

新規参入者は、大量の小包を扱う顧客を得る必要があったが、ドイツポストは、忠誠リベート及び略奪的価格設定によって、これを妨げた。

EC条約第86条(2)の適用

ドイツポストは、通販小包サービス市場において、特別価格を提供していたことを正当化するため、公的役割を侵害しない限りにおいて、EC条約を適用することを定めた第86条(2)の制限は主張しなかった。

4. 決定

(1)

1974年から2000年まで、B2C小包配達サービスを提供するに当たり、顧客が、小包あるいはカタログの配達分のほとんどをドイツポストに依頼するのでない限り特別価格を与えないことでドイツポストの競争者の顧客を奪った。

1990年から1995年の間、法定独占領域で稼いだ資金を使い、競争者排除を目的に、B2BあるいはB2C小包の収集・配達市場でコスト割れの略奪的価格を設定し、競争者をこの市場から排除した。

(2)

ドイツポストは、速やかに(1)で言及された違反行為を排除し、今後とも繰り返さないこと。

新しい小包サービス子会社(Newco)の毎会計年度末に、ドイツポストは、EC委員会に対し、Newcoの収支状況を報告すること。更に、ドイツポストはNewcoのすべてのサービスの価格変更を報告すること。この義務は、Newcoの最初の会計年度から3年目の間、実施される。

(3)

(1)の行為に対し、2400万ユーロ(約26.7億円)の罰金を科す。
この罰金は、この決定から3か月以内にECに対して支払うこと。

P. Nicolaidis "Effective Competition in Network Industries" の要旨

導入

ネットワーク産業においては、コストを区分することができず、範囲の経済が存在してしまうため、公正な競争を確保することは困難な課題である。ネットワーク産業の事業者は、全体のコストと比べて非常に低い水準である可変費用の水準で価格設定を行う傾向があり、一方、新規参入事業者が既存の事業によってコストを節約することができないため、新規参入のハードルが高まるのである。

こうした経済的、技術的な参入障壁に加えて、ECでは数社のドミナント事業者が、法定独占事業を行っていることから、規制当局と競争政策当局の仕事を非常に難しくしている。コストを分解して様々なサービス分野に適切に割り振ることは困難であるし、外部から価格がコストを完全にカバーしているかを判断することは容易でない。

この問題と関連する最近のEC委員会決定はドミナントの価格行動に関するものである。ドイツポストは、忠誠リベートの支払いを行い、小包サービスにおいて略奪的価格行動を行ったことに対して2400万ユーロの制裁金を課せられている。本ケースは、EC委員会がはじめて増分費用とスタンドアローンコストという概念を略奪的価格行動と競争分野のコストを区分するために用いたという意味で重要である。本稿では、以下の点について検討を行いたい。

EC委員会が用いた内部相互補助の概念

コスト区分の可能性

隠された補助を排除するために市場価格又は仮想的市場価格を用いること

内部相互補助の概念

EC委員会は、2001年354号決定において初めて内部相互補助を、「内部相互補助は、一定のサービスからの収入が、他のサービスの増分費用をカバーするのに十分でなく、スタンドアローンコストを上回る収入のサービスが存在すること。」と定義した。

内部相互補助を排除するためには3つの条件がある。内部相互補助が存在する場合には、3条件共に満たされないこととなる。

(条件1) 価格が増分費用を上回っていること

(条件2) 価格がスタンドアローンコストを上回らないこと

(条件3) すべての生産物のサブセット価格がスタンドアローンコストのサブセットを上回らないこと。

この3条件が満たされている場合には、例えすべての共通費用が1つの生産物がカバーしていたとしても、内部相互補助を認めることはできない。また、共通費用は均等に配分しなければならないという見方が一般的に広まっているが、経済学的には何の根拠もない。

法定独占領域と競争分野のコスト分離

EC委員会は、小包サービスの提供を停止した場合に回避することができるコストを特定することによって、競争分野での競争価格を算出した。しかしながら、問題は共通費用をどの様に配分するかである。

小包サービスに要するコストの相当部分は、地域輸送に係るものである。ドイツポストは、33の輸送センターと476の配達拠点を抱えている。EC委員会は、小包サービスに係るオペレーション量から、仮に小包サービスを停止した場合に、約半分のコストが削減されると想定している。このため、半分のコストは小包サービスの増分費用に加算されているが、これは誤りである。

EC委員会は、仮にドイツポストがユニバーサルサービス提供義務を負っている法定サービスのみを提供した場合に、何か所の輸送センターと配達拠点を維持しなければならないかを検討すべきであった。小包サービスが半分のコストを占めるということは、ドイツポストはUSOのために半数の施設しか要しない、共通費用は半々に配分されなければならないということの意味しない。共通費用を配分するための経済学的方法は存在しないのである。共通費用配賦の問題は、ネットワーク産業の競争を扱う競争政策の弱点を示している。新規参入しようとする事業者は、スタンドアロンコストを負担しなければならないのに対して、既存の競争に晒されていないネットワークを持つドイツポストは増分費用のみを負担すれば済むことから、競争上優位に立つことができる。したがって、新規参入事業者がドイツポストよりも非常に効率的な場合しか、価格ベースで太刀打ちできない。こうした市場においては、新規参入は、スピードや取り扱いサイズ等、価格よりもサービスの質を重視する顧客向けのニッチな分野で事業を展開することを余儀なくされている。

しかしながら、通常こうした問題への解決策は、法定独占領域を有する事業者に対して、そのネットワークを競争者にも市場価格で解放することを義務付ける規制を導入することである。

実際に、EC委員会は、ドイツポストに関する決定の中で、ドイツポストに対して、会計区分を行うシステムを導入し、競争分野で事業活動を行う子会社に対して、いかなる財・サービスを提供する場合にも透明性のあり移転価格で行うことを求めている。子会社はドイツポストに対して市場価格を支払わなければならないこととされている。市場価格を決定することができない場合には、増分費用に基づくこととされているが、本決定には3つの問題がある。

第一に、増分費用はスタンドアロンコストよりもかなり低いということである。したがって、子会社に増分費用を支払わせるとしても、子会社と潜在的な新規参入事業者との競争条件は同等にはならない。

第二に、増分費用方式ですべての費用を割り振ることができない可能性がある。

第三に、もっとも重要な点は、法定独占領域における活動の規模によって間接的に決定されるサービスの「市場」価格をどの様に計算するのかという問題である。固定費用を含むすべてのコストを完全に均等配分すれば市場価格と言えるかということ、必ずしもそうとは言えないのである。なぜならば、ドイツポストのコスト水準は、法定独占領域における事業規模によって左右されるからである。法定独占領域を有していることは、他の事業者に比べて低コストであることを意味している。したがって、内部相互補助がなくともドイツポストは、他の小包サービス事業者が享受できないメリットを受けている。

解決策

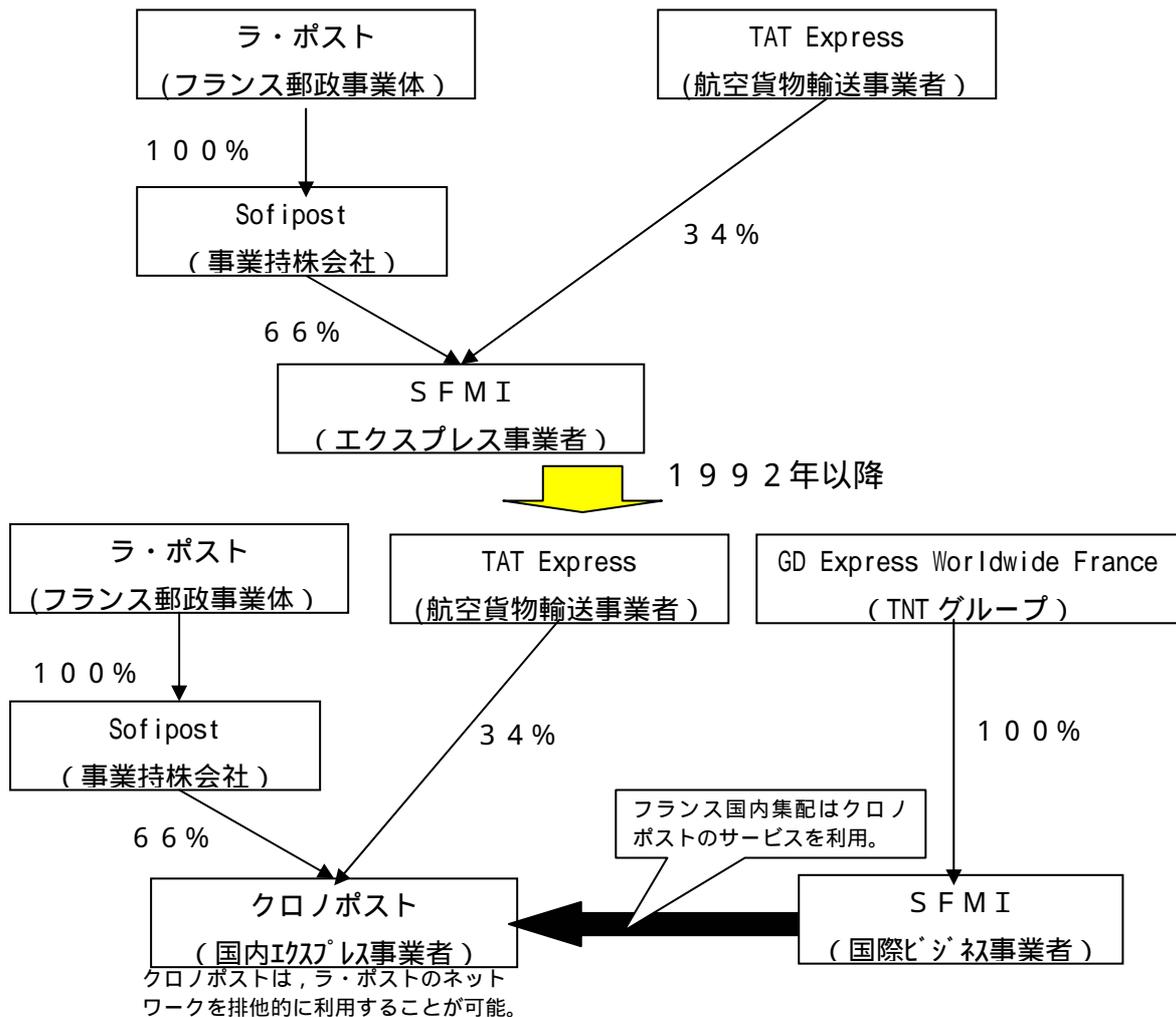
法定独占領域を有する事業者が競争分野でおこなう事業についてイコールフットイングを確保するためには、法定独占領域のネットワークをすべての競争者に対して競争分野で事業を行う子

会社と同等の取引条件でアクセスを認めることを提案する。これが国家補助や略奪的価格設定の可能性を回避し、競争条件を均等化する手段である。

ラ・ポスト事件について

1. 背景及び申告 (1990年12月)

当時、ラ・ポストの子会社であるSFMIは、ラ・ポストのネットワークを利用して、エクスプレス事業を行っていた。1992年のグループ再編以降は、SFMIは、国際エクスプレス事業を行うことになったが、国内集配分野においては、クロノポストへの委託を行っていた。



これに対し、SFMIと競合するDHL等エクスプレス事業者3社(以下、UFEX)は、SFMIがラ・ポストから提供される支援(=集配網などのロジスティクス面、顧客情報などの営業面、制度面の優遇等)に対して支払うべき対価が、通常の市場価格に及んでおらず、それがEC条約第92条(現第87条。以下同じ。)¹のステート・エイドとして働いていることについて、コンサルタントの経済分析を添えて、1990年12月、EC委員会に申告を行った。

2. パリ商業裁判所判決 (1994年5月)

¹ EC条約第87条(競争を歪曲する補助の禁止)(旧92条)

1 この条約に別段の定めがない限り、特定の企業又は特定の商品の生産を優遇することにより競争を歪曲し又は歪曲するおそれがあるいかなる加盟国又は加盟国の資源によって許可された補助も、加盟国間の取引に影響がある限りにおいて、共同市場と両立しないものとする。

1992年3月、EC委員会は本件を問題として取り上げないこととしていたため、1993年6月、UFEXは、パリ裁判所へ提訴を行った。

パリ裁判所は、1994年5月、ラ・ポストからその子会社への支援は、EC条約92条（現87条）の意味でのステート・エイドとなるおそれがある旨の判決を下したことを受け、EC委員会は、1996年7月にEC条約に基づく調査を開始することを公表した。

3. EC委員会決定（1997年10月）

1997年10月、EC委員会は、SFMI・クロノポストがラ・ポストから提供される支援はステート・エイドとはなっていない旨の決定を行った。

EC委員会は、当該支援を、

第1カテゴリ：（1）収集、区分、輸送、配達などのラ・ポストのインフラ利用に係るロジスティクス面、

（2）ラ・ポストの顧客情報の流用の営業面、

第2カテゴリ：（1）ラジオフランスへの優先放送権、

（2）税制優遇、

（3）税関での優遇、

と整理し、それぞれについて、検討を行った。

第一カテゴリについて、EC委員会は、ラ・ポストとSFMI・クロノポストとの間の契約が、民間の親会社（独占企業であっても可）と子会社との間での契約と、同等なものであるかどうか、という観点から分析を行ったところ、その費用は、支援を始めた当初の2年間（1986年、1987年）について、直接費は上回っているものの、間接費も含めた全てのコストを上回っていなかった。

しかし、これについて、EC委員会は、

事業の初期段階において、子会社が親会社からの支援に対して変動費のみを支払うことは異常であるとはいえず、

1988年以降、SFMI・クロノポストは、全ての費用に加え、ラ・ポストから投資された資本コストへのリターンを加えた費用を上回る対価を支払っており、

ラ・ポストの、SFMI・クロノポストへの投資に関する内部収益率を計算したところ、投資を上回るリターンを得ていること、

から、ラ・ポストの支援は、通常の事業における子会社への支援の範囲内であり、ステート・エイドには該当しないとされた。

第二カテゴリについても、SFMI・クロノポストは、税関、印紙税、給与支払税、支払期間のいずれについても、優位性を得ていないとし、また、ラジオフランスへの優先放送権についても、SFMI・クロノポストとしては、優先的措置は与えられていないとした。これらのことから、EC委員会は、それぞれ、ステート・エイドを構成するものではないと認定した。

4. 欧州第一審裁判所判決(2000年12月)

そこで、U F E Xは、1997年12月、欧州第一審裁判所に対し、E C決定の無効化を求めて提訴を行い、クロノポスト、ラ・ポスト、フランス政府が、E C決定を支持する側についた。

U F E Xは、以下の4つの観点から申立てを行った。

- (1) ファイルへのアクセス権を主とする防御権の侵害
- (2) 理由の不十分な説明(不十分な理由付け)
- (3) 事実関係と評価の誤り
- (4) ステート・エイドの概念の誤り

特に重要な(4)の論点について((1)~(3)は棄却)、U F E Xは、以下の2点を主張した。

E C委員会は、ラ・ポストからS F M I・クロノポストへ提供される支援に対する対価を分析する際に、通常の市場状況を考慮に入れなかった。

ステート・エイドの概念は、S F M I・クロノポストが受けた様々な利益をもたらした様々な支援を含まない。

これに対し、第一審は、

- ・ E C条約第92条(現87条)は、国家間のビジネスが公的機関により特定の企業や商品に与えられるアドバンテージによって影響され、又は、競争が歪められることを防ぐ趣旨で設けられており(1994年、Banco Exterior de Espana v Ayuntamiento de Valencia事件、他)、この概念は、狭義の内部相互補助だけでなく、同様の性格を持つあらゆる内部相互作用を網羅するものである(上述の事件他)。
- ・ 1996年のAir france v Commission事件では、欧州第一審裁判所は、E C条約第92条に関し、「その提供は、それが公的機関の永久資産であるか否かに関わらず、公的機関が実質的に支援を行うすべての経済的手段を包含する。」としている。

などの、過去のケースを挙げた上で、ステート・エイドの解釈に当たり、E C裁判所から得た、「公益事業を営む事業者による、その子会社へのロジスティクス面及び営業面における支援について、もし、通常の市場環境下において要求されるよりも安い対価しか払われていないのであれば、E C条約第92条の意味でのステート・エイドを構成し得る。」という解釈を挙げている。

E C委員会は、グループ内の会社間で用いられる内部価格が、全てのコストを賄うものであるがぎり、経済的な優位性は生じないと考え、単に、ラ・ポストがS F M I・クロノポストへ支援を行うのに要したコストとその対価についてのみ、分析を行った。

この点について、第一審は、

- ・ 通常の市場環境下で要求される対価と比較した分析を行うことを条件としたE C裁判所による解釈にて挙げられた要求を満たさずに決定を下したことを示しており、
- ・ たとえ、S F M I・クロノポストがラ・ポストの支援に対して、全てのコストを賄うものであったとしても、それは、E C条約第92条の意味でのステート・エイドが無いかどうかを判断する上では不十分であり、

・ E C 委員会は、通常の市場下は、これらのコストはどうなるのかを分析する必要があった、とした。

そこで、第一審は、ロジスティクス面、営業面の支援は、E C 条約第 9 2 条のステート・エイドを構成しないとされた 1 9 9 8 年の E C 委員会決定の第 1 条は、これらの支援がステート・エイドを構成しないことを明らかにしない限り、無効としなければならないとした。

5. 欧州裁判所上告審判決 (2 0 0 3 年 7 月)

この判決に対し、クロノポスト、ラ・ポスト、フランス政府は、第一審に関して、以下の点を不服として、上訴を行った。

- (1) E C 裁判所による解釈にて挙げられた「通常の市場環境」の概念の解釈の誤りから生じる E C 条約第 9 2 条違反
- (2) E C 条約第 9 3 条 (現第 8 8 条。以下同じ。)²第 2 項の手續違反とその濫用
- (3) E C 委員会に与えられた経済的分析を行うに当たっての自由裁量の侵害
- (4) ステート・エイドの概念の構成要件の解釈の誤りから生じる E C 条約第 9 2 条違反 (特に、法定企業としての優位性と、公共財の移動の認定について)

(1) について、U F E X は、E C 委員会は、提供された支援への対価を決定する際は、通常の市場環境における受注事業者の活動であればどうであったかという要素を考慮に入れたものであったかどうかを分析すべきであったとの主張を行った。

ステート・エイドが与えられているか否かを決定するためには、まず第一に、可能な限り同じ状況の下で、公益企業と (S F M I ・クロノポストと) 匹敵する規模の民間事業者との間の契約を比較することが必要であることは、判例から明らかであった。この点、第一審は、ラ・ポストと同様に法定独占領域を有している事業者との比較の代わりに、法定独占領域を持っていない民間事業者との比較を行うべきとした点について、過った解釈を行ったとした。同様の趣旨で、単に S F M I ・クロノポストがラ・ポストから要求される対価が、S F M I ・クロノポストの競争事業者がその親会社から要求される対価よりも低いことを示したとしても、ステート・エイドの存在を結論づけることはできないとした。

また、上訴人 (ラ・ポスト、クロノポスト、フランス政府) は、実際には、第一審の判決は、公的独占事業者が競争分野に進出することを妨げるものであり、深刻な差別を生じさせるものであるとした。

反対に、U F E X は、契約が通常の市場環境下で締結されたかどうかを決定するためには、国家が投資家や債権者となる場合と、法的独占を有した公益企業の多角化経営によって競争市場に進出する場合は、区別されなければならないと主張した。

² E C 条約第 8 8 条 (既存の補助制度の取扱い) (旧 9 3 条)

2 仮に、関係者がコメントを提出するよう関係者に通知した後、欧州委員会が加盟国によって又は加盟国の資力を通じて交付された補助が第 9 2 条に照らして共同体市場に適合しないと認める場合、又はそのような補助が誤って使用されたことを認めた場合、欧州委員会は関係加盟国が欧州委員会が定める期間内にその補助を撤回し又は変更するべきことを決定するものとする。

これらを受け，E C 裁判所は，以下の点を指摘した。

- ・第一審は，E C 委員会は，少なくとも，ラ・ポストが受け取る対価が，法定独占領域を持たない民間の持株会社又はグループによって要求されるものと比較可能かどうかチェックすべきであったとの指摘を行ったが，ラ・ポストのような事業者は，通常の市場下における民間企業とは全く異なる状況にあるという事実を考慮に入れていない評価は，法律上誤りである。
- ・ラ・ポストは，ユニバーサルサービスの提供義務を負うため，ネットワークの維持は，純粋な商業ベースのものではなく，U F E X もその点は受け入れている。それゆえ，ネットワークは民間事業者によっては構築されないと想定される。このため，ロジスティクス面，営業面での支援の提供は，通常の市場から同等に調達できるものではなく，ラ・ポストのネットワークとは不可分のものである。
- ・したがって，ラ・ポストの状況を，通常の市場における法定独占領域を持っていない他の民間事業者のそれと比較することは不可能なので，通常の市場環境は，必然的に仮想的なものとなり，それは，客観的に参照でき，入手可能で確認が可能な要素から構成されるものでなければならない。
- ・これに基づけば，
 - 第 1 に，S F M I ・クロノポストの競争的な活動のために使われる支援に関し，ラ・ポストの設定する価格が，支援に要したすべての追加的な可変費用，郵便ネットワーク利用から生じる固定費の適切な寄与分，投資に対する十分なリターン，を賄うものであり，
 - 第 2 に，それらの費用が過小に見積もられた，あるいは恣意的に設定されたものではない，限りにおいて，S F M I ・クロノポストに対するステート・エイドの疑いはない。

E C 裁判所は，このような考え方にに基づき，第一審裁判所は E C 条約第 9 2 条第 1 項を，

- ・ E C 委員会が，ラ・ポストにより負担された費用を参照することによって S F M I ・クロノポストへのステート・エイドがあったか否かを決定することを認めず，
- ・ E C 委員会は，ラ・ポストが受ける対価が，民間の持株会社か，又は，長期的な政策目的を有する民間の法定独占領域を持たないグループによって要求される対価と比較可能か否かをチェックすべきであった，

という意味として解釈したことは，法律上の誤りであったとした。

以上の観点から，第一審の判決を破棄し，本件を第一審裁判所に差し戻すべきとの判決が下された。

Shanker A.Singham ” Competition Issues in the Postal Sector ” の要旨

ユニバーサルサービス基金の補助金的性格

ユニバーサルサービス提供義務（以下、USOという。）が課せられているということは、USOを果たすためのインフラを有しているということであり、当該インフラを利用して、非リザーブドエリアにおけるサービス提供コストを引き下げることが可能となる。例えば、非リザーブドエリアで競合民間企業がインフラ構築のためにCの費用を支払わなければならない場合に、郵政公社は、C - X（XはUSOのために既に構築済みのインフラに係る費用）の費用負担のみで済むことになる。この費用削減は、郵政公社が競争事業者に対してコスト上優位に立つことを意味している。したがって、USOは、EC競争法でいうところの国家補助（ステート・エイド）としての性格を有することができる。

EC法では、国家補助とは、「通常の市場条件では得ることのできない経済的優位性」と定義されているが、公益性（general economic interest）が存在するサービスについては、こうした補助が認められる。公益性が認められるための要件は、Altmark事件において判示された4要件（いわゆるAltmark条件）を満たす必要がある。

具体的には、

補助金受給者が公共サービス提供義務を負っており、当該義務が明確に定義されていること

補助金額が事前に客観的かつ透明性を確保した形で決められていること

補助金額が公共サービス提供義務を遂行する上で必要な範囲を超えないこと

補助の水準は標準的な民間企業のコスト分析との比較において決められること（提供しているサービスが公共調達でない場合）

の4要件である。

換言すれば、この水準を超えるいかなるUSOもAltmarkテストにおける国家補助に該当する。

したがって、競合事業者から一律の負担金を徴収してUSO事業者に提供するようなUSOファンドは、徴収した負担金とUSO履行のために必要な費用に因果関係が無く、ほぼ自動的にAltmarkテスト違反となる。

民営化に関する競争法上のチェックポイント

民営化された郵政公社が反競争的行為を行わないように留意することが必要である。具体的には以下のような行為に留意すべきである。

新規参入を阻害する行為

公社時代の資産を競争上優位に立つために活用する行為

競争政策当局は、税制上の優遇措置、通関上の特典、その他駐車規制上の特典等、コスト削減に影響をもつすべての特典に目を光らせる必要がある。

排他行為

リザーブドエリアを活用して原価割れでサービス提供を行い、特定分野の競争者を排除する行為。

これらの行為を監視する上で、競争政策当局は、以下の点に留意することが必要である。

反競争的行為の隠れ蓑としてUSOが頻繁に利用されること

厳格な会計分離が必要であること

コストを考慮する際には、民間企業の仮想的なコストを用いることを推奨する。コストベースに、公社であったことにもなう様々な特典、すなわち税制上の特典、民間企業がクリアしなければならない規制手続きに要するコストが上乘せされなければならない。もしこうした仮想的コストを下回る価格でサービス提供を行う場合には、反競争的内部相互補助に該当する。

内部相互補助ケースの扱い

すべてのビジネスには内部相互補助があり、これらは消費者にとって何の害もないばかりか、利益をもたらすものである。内部相互補助が問題となるのは、反競争的な場合、すなわち内部相互補助を活用することによって競争者を排除し、その後、価格を競争状態の水準よりも引き上げる場合である。これは、米国ではBrooke Groupテストの法理として確立している。

しかしながら、国有企業やかつて国有企業だったことに伴う資産を活用した内部相互補助が行われる場合には、Brooke Groupテストを修正し、競争者を排除するか否かに拘わらず、コストを下回れば反競争的行為とすることが必要である。

実際に、本件に関するECのケースでは、国の内部相互補助については、(競争者を排除しその後)利益を回復する可能性がないとしても、内部相互補助は反競争的行為としている。

かつて国有企業であった企業の事業活動に関するコスト算定

通常、競争的な価格か否かを判定するための尺度として用いられるのは限界費用である。限界費用を測定することは困難なため、通常、平均可変費用が用いられる。正確なコスト測定は、反競争的行為か否かの判断を行う上で最も重要である。以下の要素は、コスト算定に際して留意しなければならない。

共通固定費用(インフラ共用コスト)

郵便事業会社が小包配達サービスを提供する際に通常郵便のインフラを活用しているかどうか吟味しなければならない。独占分野のインフラを活用している場合には、仮想的な競争者よりも人為的にコストを引き下げることが可能である。したがって、これらのコストを上乘せすることが必要である。

国有企業であったことに伴う資産

民営化に際して、国有企業から、資産、不動産、その他の財産の民営化会社への移転が行われる可能性がある。ドイツポスト事件では、British Postは、ドイツポストへのいかなる資産移転も違法な国家補助に該当すると主張した。

郵政民営化についても、反競争的な資産移転について留意する必要がある。特に地域貢献基金及び社会貢献基金について公正取引委員会は注意深く監視する必要がある。

国有企業であったことに伴うコスト

反競争的行為を正当化するために、しばしば国有企業であったことに伴うコストの存在が主張される。

リベート

ドイツポスト事件では、リベートがUSO履行のためではなく、ドイツポストのシェア下落を食い止めることが狙いだったことが明らかになっている。

旧国有企業であることの特権

税制上の優遇措置，道路交通法上の優遇措置，通関上の優遇措置は，コストに加算されなければならない。

USO，リザーブドエリア，サービス提供コストの関係

ドイツポストは，20kg以下の郵便物についてユニバーサルサービス提供義務を負っている。20kgという水準はかなり高い水準である。USOは，真に基礎的な郵便物に限定されるべきであり，この観点から我々は30g以下とすることを推奨している。リザーブドエリアの範囲を拡大することによって，速達便のコストを低減することが可能となるという反競争的行為が行われることになる。

アルトマーク事件について

(1) 経緯

Altmark Trans 社（以下、AT 社）は、1990年、ステンダル地区におけるバス旅客輸送に関して、免許と補助金を取得している事業者である。1994年に、ドイツ当局は、AT 社の免許を更新した一方で、Nahverkehrsgesellschaft Altmark 社（以下、NA 社）の免許申請は拒絶した。これに対し、NA 社は、AT 社は公的な補助金なしでは経営が成立しない状態であり、免許の交付は違法であるとして、ドイツ裁判所へ申請を行った。

(2) ドイツ裁判所

ドイツ裁判所は、欧州裁判所に対し、「ステンダル地区における AT 社への補助金が、EC 条約上のステート・エイドに該当するか否か。」について、照会を行った。

(3) 照会について

欧州裁判所は、EU 各国の措置が、EC 条約上の意味でのステート・エイドとして分類可能であるとした判例に従えば、通常の市場環境下では獲得し得ない措置は、事業者が EU 各国から提供されるアドバンテージとして見なすことが可能であることを指摘した。逆に、国家の経済的な措置によって、事業者が公的サービス義務の達成を補償するものであると見なされる場合には、そうしたアドバンテージは無いとした。

しかしながら、ステート・エイドではない補償であるとするためには、次の4つの条件を満たさなければならないとした。

補填を受ける事業者は、当該補填を公的サービス義務に対して利用しなければならず、これらの義務は明確に定義されなければならない。

当該補填の計算の基礎となる指標が、客観的かつ透明性を確保した形で、事前に設定されていなければならない。

当該補填は、周辺事業の収益や公的サービス義務の遂行に対する適切な利益を考慮に入れた上で、全て又は一部の費用を賄うために必要となる範囲を超えない。

公的サービス義務を負う事業者が公共調達手続きによって選択されない場合、必要とされる補填の水準は、典型的な事業者（効率的に経営され、必要な公的サービスの需要を満たすことが可能な事業者）が、周辺事業の収益や適切な利益を考慮に入れた上で、当該義務の遂行のために必要としたであろう費用の分析を基礎として決定されなければならない。

これらの4つの条件が満たされる場合のみ、事業者は、競争事業者との関係で、より優位な立場に押し上げる効果を持つような、本当の意味での経済的なアドバンテージを利用していないと考えられるため、EC 条約の意味でのステート・エイドに該当しないとされた。